

- 議長 笹木 英二 ただ今の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

9日に引き続き会議を再開いたします。 (午前10時00分開会)

直ちに本日の会議を開きます。 (午前10時00分開議)

議事日程第2号はお手元に配布のとおりであります。(別紙のとおり)

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 笹木 英二 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

平 田 文 義 君

大 釜 登 君

の両君を指名いたします。

◎ 日程2番 一般質問

- 議長 笹木 英二 日程2番 一般質問を行います。順番は先例に従い通告順に行います。

- 議長 笹木 英二 順番1番、楠 順一君、ご発言願います。

- 議員 楠 順一 通告書に基づき質問させていただきます。11月21日に国会で地方創生法(まち・ひと・しごと創生関連2法)が成立いたしました。これは、人口減少問題への取り組みが法制化されたという意味であると考えております。人口減少問題につきましては、9月議会定例会の一般質問で取り上げさせていただきました。日本創成会議が提起して以来、全国の自治体に衝撃を与えて、消滅自治体にカウントされた小規模自治体のわが町としても、町の存亡にかかる問題ということで、町長とも認識が一致したと記憶しております。この法案の内容はご承知のとおり基本的な目的、理念と戦略、国と地方の役割分担が示されており、具体的な施策は各省庁において順次打ち出されてきております。法案が成立した11月21日石破地方創生担当大臣のコメントによると、「地方が自ら考え、責任を持って取り組むことが重要です。そのため、都道府県と市町村には、地域の特性を踏まえた地方版の人口ビジョンと総合戦略の策定をお願いします。こうした地方のしっかりした取組には、ビッグデータに基づく地域経済分析システム等の情報支援や、国家公務員等による人的支援、更には財政支援により、国も全力で支援してまいります。」とありました。つまり、国は地方財政の自助努力を求めており、法第10条にある「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定については「努力義務」とされているが、国や道が策定する総合戦略を勘案しながら市町村の総合戦略を策定することを求めております。この総合戦略は、現在、本町で策定している第4

次総合振興計画とは次元の異なるものではないかと考えております。そうした中で近隣にはすでに動き出している市町村もあると聞いております。特にこの問題は、役場においては庁舎横断的な連携が求められると思います。また、国や道との連携が必要になってくるということで、今、トップの明確な姿勢を町内外に示すことが求められているのではないかと思います。そんな意味で町長の地方創生法に対する取り組みについての決意を伺いたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 お答えさせていただきます。ご承知のとおり地方創生の基本理念や国と地方の役割分担などを定める「まち・ひと・しごと創生法案」が成立されたところですが、この法案はこれから5年間、地方問題に対して総合戦略の策定を政府において行うよう義務付け、それぞれの都道府県そして市町村も総合的な取り組みを行うことを促すもので、具体的には今深刻さを増している国全体での少子化と著しく減少を続ける地方問題そして働く場所や産業の育たない地方の疲弊や都市への一極集中と地方の過疎化の課題等々、国土全体の深刻な歪みの是正に取り組もうということであると理解しているところであり、こうした課題は、戦後わが国が進めた高度経済施策や農林水産業の自由化などの経済構造による国づくりが現在になって多くの歪みが出てきたことによるものと思っているところであり、地方の課題として第一に人口減少を食い止められるのか、第二に人々の暮らしと働く場所を確立することができるかということに尽きると考えております。私たち地方はこれらの課題に立ち向かい、過去から地域を守ることに努力してきました。今後もさらに努力して行かなければなりません、地元だけの取り組みではどうにもならない状況に立ち入ったのが、現在の自治体の姿であると理解しているところであり、国は人口減少の抑制などに向けた国の総合戦略策定について、何とか年内に取りまとめ地方創生の基本理念を定めた「まち・ひと・しごと創生法」と活性化に取り組む自治体を国が一体的に支援する改正地域再生法により、現在、全ての都道府県と市町村に2016年度中の策定を求めているとコメントしているところであり、都道府県には政府戦略を参考に都道府県版の総合戦略を作る努力義務を課し、市町村は任意で作成することができるとし、国は自治体で作成する際に必要な情報提供等を支援するということは、先ほど楠議員の発言にもありました。現在、わが町においては、第4次月形町総合振興計画を策定しているところですが、今後、人口減少問題や厳しい財政状況が続くと予想されている中で、内外の動向に的確に対応し魅力あふれる月形町を作っていくためのビジョンを掲げ、町民に親しまれ町民の参画と協働によるまちづくりを進めていくもので、町の最上位計画として位置付けているところであり、一方、まち・ひと・しごと創生総合戦略では、それぞれの地方公共団体に

において、町民が安心できる潤いのある豊かな生活環境の形成、地域を担う豊かで多様な人材の確保、多様な就業の機会の創出を目的に、各分野にまたがる政策の目標や基本的方向性等を明示して、政策全般にわたる戦略を定めるものがありますので、性格が異なるものであることは理解しておりますが、それぞれ計画に掲げる内容と係わるよう連動するのではないかと考えているところでもあります。いずれにしても現在、深刻化している地方の諸問題解決が国の施策により早急に前進していくことを願う次第でもあり、国・道の動きに注視しながら町独自の施策として「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定については、努力義務ではありますが、いち早く検討しなければならないと認識しているところであります。

○ 議長 笹木 英二 楠 順一君

○ 議員 楠 順一 今、概括的な答弁であったと理解しますが、今一つ、わが町の総合戦略の策定に対して積極的なニュアンスが感じ取れなかった気がします。第4次総合振興計画が最上位計画であると言われていますが、今回の総合戦略は国が打ち出してくる具体的な施策を受け止めて、それを活用しながらうちの町としての実際の行動計画につながるような戦略を打ち立ていくのかということであると思うのです。そういう意味で目的ははっきり人口減少を食い止める、和らげることにあると思うので、それが取りも直さずうちの町の生き残りを目指すことではないかと思えます。9月議会定例会での一般質問でも議論しましたが、かなりの自治体が消滅自治体にカウントされて、うちの町も入ってきたということで、それが当たっているかどうかは別にしても、危機感を我々にもたらせたわけですから、消滅するかどうかは別にしても、そういう趨勢にあることは否定できないと思うのです。また、うちの町の町民が豊かな暮らしを続けていくための道として、何らかの対策を打って行かなければならないことは、はっきりしていると思うし、国がこのような姿勢を打ち出したということ、施策の是非は色々な議論はあるし私も100%正しいと思うわけではありませんが、石破大臣もこれは最後のチャンスではないかと言っていますので、同じ質問になるかもしれませんが、これについては、うちの町としてしっかり取り組むという姿勢を打ち出してほしいと思います。それを町長が表明することによって役場全職員がこれについて自分の問題として向き合い、そして道や国に対して月形町の姿勢を明確に打ち出すことが、他の町村の動きもあると思いますが、月形町としてのスタンスを明確に打ち出すことが必要ではないかと思えますが、その点についてもう一度、お願いしたいと思えます。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 ただ今の質問の中で、消滅自治体という文言が何回かあったと思いますが、これは創生会議での文言であります、消滅自治体とい

う言葉が先走りしてしまう状況で、いかにも町村がなくなってしまうという言葉については、極めて反発しなければならないし、今後においても気を付けて行かなければならない気がします。私たちの町が1000人、500人になっても自治権を放置しない限り私たちの町が消滅するわけではありませんので、この言葉が流行語になっているようですが、気を付けて行かなければならないと考えているところであります。私たちの町の人口が減っている状況は、今現在、私たちの町だけで解決できる問題ではありませんので、今後、国がどのようなかたちで出してくるのかというのは、私たちのような小さな町で考えたときに、極めて重要な案件になると考えております。ただ、このことをやらないと言っているわけでもないし、この前も法務省を訪れて法務省矯正局長から「国の人的派遣ということで月形町に今後のメニューとしてどうなるか分からないけれど、町長、こういう考え方もありますよ。」と提言をいただいているところですし、利用できるものはしっかり利用したいということを副町長とも話していたところですが、今現在は法律として出ただけで今後のメニューは全く見えてこない状況なので、取り組みと言っても何に取り組むのかということも含めて、今後の対応になってくると考えております。

○ 議長 笹木 英二 楠 順一君

○ 議員 楠 順一 今後の対応ということで、これに対していずれかの時点で町長が改めて意思表示するというのであれば理解しますが、ただ、500人、1000人になってもうちの町は存続すると言われましたが、私はそう思えないのです。現在の役場体制を見ても国からきている具体的な地方分権による業務・移管等々、非常に厳しい状況にあると思うし各部署では苦勞されていると思うので、町民がもっと減ったらどのような状態になるのかということを見ると本当に恐ろしいことではないかと思うので、それを500人、1000人になっても存続するという精神論だけで自治体は運営できないと思います。そういう意味で、具体的な成果が出るかどうかは別ですが、この問題についてはやはりしっかり向き合う必要があると思います。それから、消滅自治体に対する言葉が独り歩きしているということですが、国はかなり具体的なデータを持って示していますので、これに対して反論するのであればこちらもデータを持って違うということ、これは単なる希有であるということを示す根拠はないと思います。国は地方に対して色々なデータを活用して裏付けのある政策を打ちなさいと言っていますので、自治体としてはきちんと自分の町のデータを持って政策を示して行かなければならないと思いますので、その点、疑問があるということで、質問としては、国の施策がもう少し具体的になったら首長としてこれに対してしっかり取り組んでいくことをいずれかの時点で表明していただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 先ほどの消滅自治体について、現有規模で職員数も含めたところで、これが下がって消滅するという発想であるなら、うちの町は3000人を切った段階で職員数を減らして行かなければならないという意味ではそうなります。北海道で一番人口の少ない所は音威子府村であると思いますが、そこは1000人を切っても自治体として存続しているということですから、現有規模で考えて全部を維持しなさいということは、極めて厳しい状況であると思っています。この前も楠議員とお話ししましたが、東京の一極集中、札幌の一極集中を制度として止めない限り郡部市町村の人口減、疲弊は益々進むと思うと日本創成会議自体が言っていますので、そこに向かって担当大臣も設けて「まち・ひと・しごと創生関連2法」を作ったところですから、先ほどこれらを見据えながらしっかりやりますと答弁したつもりです。
- 議長 笹木 英二 楠 順一君
- 議員 楠 順一 そのニュアンスが聞き取れなく私の期待が大き過ぎたのかもしれませんが、今の答弁で理解しました。町長の答弁で先ほど法務省とのお話があって非常に心強いことであるということ、私も聞いておりました。やはり、歴史問題から考えてもこれは町長の得意分野であると思います。それから、現実にも今、月形町における施設ということを考えても刑務所の存在は大きいということで、うちが戦略を考えるとしたら一つの大きな要素が刑務所との関わりをどのようにしていくかということになると思います。おそらく刑務所は相当時代が変化しない限りうちの町からなくなることはないと思いますので、刑務所はこれからはうちの町の支えになっていくと思います。そういう意味で今回の総合戦略で刑務所との係わりについて、具体的な中身はこれからであると思いますが、今、町長の頭の中にある刑務所との係わり方をどのような方向で考えていくのか、あればお伺いしたいと思います。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 今、私の頭の中にあることでこれが全て実現するというところで捉えてもらっては困りますが、うちの町の少年矯正施設月形学園については、常に入園している生徒数が10人以下という状況で、これでは少年矯正施設として今後、継続することが厳しいということで、違う矯正施設であってもどのようなかたちで変えていくかということも含めて国と一緒にしたいということで、矯正局長ともお話ししていたところでした。これについては、地方創生関連法案で国の職員派遣制度も出てきそうであるということで、ぜひ、そのようなことがあるなら私たちの町に来ていただき、それを共に考えていただきたいということは、上京の折りにお話ししたところでありました。もう一つ、月形刑務所は1800人規模ですが現在1100人と定員が埋まっていな

い状況で、ここ最近ではNHKなどのニュースでも放映されている医療施設が全然ないということで、これは代議士からご提案いただいた医療刑務所として要望してはどうかということで検討しているところですが、現在の医療刑務所の実態・法律を変えない限りうちの町で医療刑務所に入った人がうちの町に残るといふようなことになったら、その分の福祉にかかるお金はうちの町で発生するということで、うちの町が医療刑務所としての機能を持ったことになると、特許というかたちを取らないと月形町では無理であるということも言っておりましたが、特許申請でこのことができるかどうかは今後の「まち・ひと・しごと創生」で認められていくということであれば、大いにやって行きたいと考えているところでもあります。法務省・矯正にかかるお話しはこのことですが、これが全て順調にいくということではなく、今後の流れで矯正については、このように考えているところでもあります。

○ 議長 笹木 英二 楠 順一君

○ 議員 楠 順一 一般質問（１）についてはこれで終了いたします。続きまして（２）庁内の推進体制についてですが、これは私からの提案ですが、先ほど町長が地方創生法の総合戦略について前向きに取り組むという前提で質問するわけですが、本町における取組みを今後速やかに進めるために、既存の執行体制とは異なる役場庁舎内にプロジェクト的な推進組織を設けてはどうかという提案ですが、これについては、今はまだはっきりとした具体的な内容が出てきていない中ではありますが、すでに他の市町村、例えば岩見沢市も動き出しております。それについては、先ほどデータに基づくという表現もあったわけですが、準備段階におけるわが町の実態をどのように把握していくのかというデータ収集や調査それから町民や町内各機関の意向調査等々の準備も必要になるだろう。それから、今後、次々と打ち出される国や道の施策との連携も求められていくと思います。今回の場合は、窓口をどこかにおそらく総務になると思いますが、一本化するにしても各部署にこの問題の担当者を置いて各部門がお互い連携しながらわが町の戦略として練り上げていく作業が必要になってくると思います。例えばうちの町の基幹産業である農業、福祉施設も多いので福祉、商業など各部門にまたがるものを一つの町のリンクした戦略にまとめ上げていくことになれば、各部門の担当者が集まっただけではなくて、それらが議論を交わしながらトータル的な一つの施策・戦略として練り上げていくプロセスが必要になると思うのです。そのような方向性を今から想定して検討していくあるいは予算措置の必要な部分があれば検討するというようなことを考えてはどうかと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 楠議員の言われるとおり、「まち・ひと・しごと創生」

に関する情報を集めた対応については、事務文書的には総務課企画係がやっているところですが、今後における総合的な意味で、この計画を組まなければならないということでは、単独でできるものではないと十分に理解するところですし、現在の流れに遅れないようなかたちでやっていきたいと考えているところです。

○ 議長 笹木 英二 楠 順一君

○ 議員 楠 順一 今の答弁を聞いて町長もそのような認識を持たれているということで、これはぜひ、進めていただきたいと思います。もう1点、今の段階ではちょっと早すぎるかもしれませんが、先ほどの石破大臣のコメントにもあった「地方の自助努力」があり、それぞれの自治体で企画・政策・立案が求められることになると、現在の役場職員ももっと勉強や研修をしなければならないと思いますし、それぞれの担当については、ある程度プロであっても他の分野も含めた総合的な政策の立案・企画を学んでもらう研修を、特に若手職員については、あった方がいいのではないかと思います。それには当然、予算措置も伴いますし、平成28年度策定となると来年度には準備する必要があると考えますが、企画・政策・立案の研修について予算措置も含めて検討する考えはないか、お伺いします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 現在も役場職員については、年数に応じて様々なかたちでそれぞれのテーマによって研修をやっているところですが、今回、それを特化して政策の立案を含めた研修をやってはどうかということですから、これらの研修場所としてふさわしいものがあるかどうかも含めて大変良いアドバイスをいただきましたし、平成27年度の予算に反映してはどうかということですから、早速、検討しながらしっかりやって行きたいと考えます。

○ 議長 笹木 英二 楠 順一君

○ 議員 楠 順一 ぜひ、お願いしたいと思います。もう1点、何回も言っているとおり具体的なことがない段階なので先回りになってしまうかもしれませんが、他市町村との将来的に具体的な連携など今回の法案の中にも趣旨としてあるのは、広域連携も含めた他町村との連携が人口減少、例えば中核都市については、人口のダム機能を持たせるということも言われており、管内では岩見沢市になると思います。中核都市を中心とした広域連携が必要になってくる段階があると思いますが、現状で何か情報があればお伺いしたい。それから、町長自身はすでに取り組んでいると思いますが、考え方を伺いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 空知管内では、中核都市を中心として定住圏自立構想

ということで、政府では既にそれらのプランについてはあるところですし、実際に動き出しているのは滝川市、深川市については、中核都市としての実は人口をもう少し緩和してほしいということで、北空知全域でこの前は総務省に向いて要請活動をしてきたということを知っているところです。私たちの町を中心として南空知で考えたらもちろん岩見沢市になると思いますが、昼夜間人口でうちは残念ながら定住圏自立構想の街に岩見沢市にならないというのが現実的な姿であり、今後においては、そのことも含めてしっかりやっけて行かなければならないと思っています。そのことを話し合う機会として南空知ふるさと市町村圏組合4市5町で会議を開いているところですし、今はこの中でしっかり、やはり、南空知広域圏をしっかりと考えていこうというのが、実際の姿であります。ただ、広域という意味で、これは広域かどうか分からないけれども、今後において例えば国保と介護ということで、国保については今後どのように変わっていくか分かりませんが、このようなものが岩見沢市を中心としたところではないかたちで、例えば浦臼町はもう奈井江町とやっていますから、こちら側とそのようなかたちで具体的な広域ができるものがあれば、それもやっけていく必要性は今後よりあるだろうと考えているところでもあります。情報としては、この程度のことで、現実的にそれについては動いているということではありません。

○ 議長 笹木 英二 楠 順一君

○ 議員 楠 順一 了解しました。

○ 議長 笹木 英二 順番2番、金子廣司君、ご発言願います。

○ 議員 金子 廣司 通告に基づき、質問します。2市1町の一般廃棄物処理の体制について、2市1町によるごみ処理体制が、平成27年4月1日から稼働するにあたり、本町のごみ処理に係る体制や委託はどのように考えているのか。体制が変わることにより、ごみ収集運搬車両増による運転手や作業員の増が見込まれると思われます。また、新ごみ処理施設運搬など特に岩見沢市への運搬においては、安全への配慮はこれまで以上に配慮が必要と思われます。また、その作業に見合う適正な賃金や委託費についてどう考えているのか。さらに、今の委託では年金受給者でなければ働けない状況のような気がいたします。また、これに伴って作業員の高齢化を招いていることも実態であります。けして高齢者が悪いと言っているのではありません。適材適所ということもあります。ただ、何か起きたときに発注者の責任が重いと感じます。少子高齢化、人口減少、町長がいつも言われている住みよい町また働く場所等を考えたとき、今一度委託について見直す時期がきている気がいたします。さらに、平成27年4月1日に間に合うスケジュール体制になっているのか。さらに、もう一步、

深くいきますと、この委託が単年度でなく複数年という考え方ができないものなのか。今の単年度ごとの委託状況では、雇用されている人たちの不安な気持ちが仕事をされていてあると思います。これらを総体的に考えたときに、発注者としての町長の見解をお聞きします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 桜庭 誠二 お答えさせていただきます。平成27年4月から岩見沢市・美唄市・月形町の2市1町によるごみ処理広域化が始まるということで、質問のとおりであります。2市1町の新ごみ処理場建設工事の進捗状況ですが、現在ごみを焼却する中間処理施設の建設工事、ごみを埋め立てる最終処分場の増設工事、浸出水処理施設建設工事、附帯する外構工事、道路新設工事がほぼ完了している状態です。来年1月からは、中間処理施設の焼却炉などの試運転調整が行われて準備作業も3月末までには終了し、予定では平成27年4月から供用開始に向けて順調に進んでいると聞いているところであります。新ごみ処理場の運転維持管理については、岩見沢市の長期包括的管理運営委託事業により先週12月1日に契約が提携されており、現在、維持管理にあたる荏原環境プラント株式会社社員による準備作業が行われているということであります。本町の一般廃棄物収集処理及び衛生センター維持管理業務については、平成25年第1回月形町議会定例会の質問においても、お答えしたところであります。一般廃棄物収集いわゆる塵芥処理業務については、昭和60年から業務委託しております。現在の衛生センターは、平成6年に供用開始し同時にリサイクルを推進するために分別収集がスタートしたことから、技術管理者や管理棟の管理員、汚水処理等の管理員など人員配置が必要となったため、収集業務と衛生センター維持管理業務を合わせて委託して、現在に至っているところであります。平成27年4月からごみ処理体制に向けた準備として本年度月形町衛生センター内に直接持ち込まれる直搬ごみを分別保管するための一般廃棄物保管施設の建設や可燃ごみを岩見沢市内の新ごみ処理施設へ運搬することや、町内全域の可燃ごみの収集回収を増やし週2回にするための新たな塵芥収集車1台、可燃ごみを運搬するストック用コンテナ専用車などを導入することとしているところであります。平成27年4月からのごみ処理体制は、塵芥収集車やストック用コンテナ専用車新規導入による収集運搬作業の運転手や作業員を増員することとしています。収集体制については、可燃ごみを塵芥収集車2台で収集することとして、可燃ごみと不燃ごみの収集曜日を分けて収集することとしているところです。また、可燃ごみは、町内全地域で週2回収集し、これまで週1回だった地域においても、ごみ収集サービスの向上を図ります。不燃ごみと資源ごみは、これまでと同様、町内全地域で週1回の収集と考えているところであります。塵芥収集車で収集した可燃ごみは、そのまま岩見沢市

の新ごみ処理施設へ運搬するところです。衛生センター内の一般廃棄物保管施設へ持ち込まれた可燃ごみ及び大型可燃ごみは、ストック用コンテナ専用車により岩見沢市の新ごみ処理場へ運搬するところです。平成27年4月からの委託業務は、現在の委託業務と比較すると塵芥収集車2台による収集運搬作業については、収集車1台当たり4月から11月までは運転手1名、補助兼作業員1名の2名体制で収集しますが、12月から3月までは冬季の降雪の安全にも配慮して作業員1名を増員して3名体制を見込んでいるところです。また、不燃ごみや資源ごみなどを収集するトラックや岩見沢市の新ごみ処理施設へ可燃ごみを運搬するストック用コンテナ専用車は、運転手1名と助手兼作業員の2名体制として見込んでいるところです。衛生センター維持管理については、これまで衛生センター最終処分場で埋め立て処理していた可燃ごみや粗大ごみは、岩見沢市の新ごみ処理施設へ運搬し処理することに伴い、衛生センター最終処分場での埋め立ては不燃ごみのみとなるようになります。処理作業は軽減しますが、一般廃棄物保管施設の新設に伴う直接ごみの受入れ管理作業が新たに発生することにより、管理する作業員数は変わらない見込みであります。現場管理としては、収集車両及び助手兼作業員の増に伴う車両の運行管理、労務管理、安全確保対策等の事務も増加するため事務員を増員することを考慮し、現在1日当たり7名体制から12名体制として約1.7倍の人員体制増として試算しているところです。これまでの業務委託の契約方法は随意契約により見積書を徴収して決定していました。平成7年4月からの一般廃棄物収集処理及び衛生センター維持管理業務の委託については、入札により行うことを予定しております。収集作業や衛生センターの管理を委託するため、入札することは地球規模で環境問題が一層高まり、廃棄物をできるだけ出さない循環型社会づくりが求められている中での最終処分場技術管理師士、二級土木施行管理技士、中型免許、大型特殊自動車免許など専門的スキルを有した人材確保や労務管理、安全確保対策などにおいて、企業の潜在能力を生かした維持管理と経費の効率化が図られるものと考えております。入札に伴い委託料の積算に当たっては、全面的に見直しを行い、北海道土木工事積算要領等を準用し、月形町内住民の雇用の直接的な問題も含んでいることに配慮して入札を行って行きたいと考えているところです。平成27年4月から岩見沢市・美唄市・月形町の2市1町によるごみ処理広域化が始まりますが、ごみ処理広域化によってごみの収集処理や分別方法の大きな変更点は、現在の一般ごみを生ごみを含む可燃ごみと不燃ごみに分けて、生ごみを含む可燃ごみと燃やせる大型ごみは、岩見沢市内の新ごみ処理施設へ運搬して焼却処理を行い、その焼却残さ物は新しい最終処分場へ埋立て処理をするということです。ごみの分別や出し方については、今後も引き続きごみ分別ガイドブックの全戸配布や出前講座などの機会を通し

て周知徹底の推進を図って行きたいと考えているところであります。現在、岩見沢市の新ごみ処理施設では、管理運営委託先の荏原環境プラント株式会社社員による準備作業が行われ、来月1日から焼却炉などの試運転調整が始まり、岩見沢市の燃やせるごみの搬入が開始され、受入れ体制の詳細が決まってくるところです。また、岩見沢市が主催する新ごみ処分場の使用方法の業者向け説明会の開催が今後予定されており今年4月から本町の収集作業や衛生センター維持管理をスムーズに行う準備が必要になってきます。月形町の可燃ごみの運搬や新ごみ処理施設への搬入体制については、来年1月からの岩見沢市の搬入状況を確認し見極めて業務仕様書の確定と委託料の積算を行い、町のごみ処理体制を決めて行きたいと考えております。この後、次に召集される議会に債務負担行為補正の追加にかかる議案を上程したいと思っております。債務負担行為は、平成26年度から平成29年度を期間として限度を設定するものであります。先ほどの金子議員の言われるとおり、単年度契約ではなく複数年契約で平成26年度中に債務負担行為を起こさなければ、平成27年度に間に合わないという意味での平成26年度から平成29年度と理解していただきたいと思いますが、次の議会として予定されている平成27年第1回町議会臨時会において議決いただき、その後、入札執行により決定した受託業者と協議を行い、有資格者人材の雇用の確保、研修、収集運搬車両の運行や新保管施設の稼働の準備を整えて、町のごみ処理体制を確実なものとして行きたいと考えているところです。4月からの業務を滞りなく行うため新たなごみ処理体制に基づくごみの適正処理を進めるとともに、町民の意識啓発を行いながらごみ分別の徹底、ごみの減量化、リサイクルの一層の推進に努めて行きたいと考えております。

○ 議長 笹木 英二 金子廣司君

○ 議員 金子 廣司 私の質問に対して今の町長の答弁は、ある程度パーフェクトの答えだったと思います。正直言って単年度ごとではなく複数年契約にしてもらえたら仕事をする人たちも安心してできると思います。ただ、1点、この質問をしたとき毎回、町長とかみ合わないことは、先ほど町長が言われた道の積算を使って見たとき、この委託がきちんと末端まで行っているかどうかのチェックが行政としてできないかということで、必ずこれは委託に関しては踏み込めないという説明を毎回聞くのですが、私としてはここまでの考えを持ったのであれば、発注する側として仕様書の中身を時々で構わないから、ある程度チェックできるものがあるのもいいのではないかとこの考え方を持っているのが事実です。委託だから行政はそこには入れない法的なことも分かるし知っていますけれども、わが町が発注したときにそのぐらいのチェックができていいのではないかとこの考え方を持っているのですが、それを町長はどの

ように考えますか。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 桜庭 誠二 先ほどの答弁で平成27年を7年と言った部分と来月1日と言った部分については、来年1月ということで、語意の訂正をお願いします。それから、先ほどの質問で委託業者が給与についてチェックをしてもいいのではないかということですが、これについては、平成25年第1回定例会でも説明しましたが、法律的なところでできないものはできないと言うしか言いようがないわけでありますが、落札業者には委託受注額に合った賃金体制になるようにということは懇切丁寧に違法ではない状況でしっかりその旨をお伝えして行きたいと考えているところです。

○ 議長 笹木 英二 金子廣司君

○ 議員 金子 廣司 今の町長の言葉が精一杯であると思いますし、それは何とかお願いしたい。要するに委託というのは正直、人件費がほとんどを占めているので、本当に町長が言われるうちの町に住んで良かった、うちの町で仕事ができる町民に対して期待と喜びを与えるのが行政の仕事であると思う。ただ、先ほども言いましたが、内容は分かっていると思いますが、あまりにも高齢化過ぎるのもちょっと心配なところもあるのです。うちの町にも若い人たちがいますし、そこがきちんと雇用されることを切にお願いしたい。入札をやったときには、安ければいいのではないかという風潮がどうしても仕事を取る人の中にはあるということで、当然、競争だからそうなるのですが、そこで、安ければ安く取ったからそれに見合ったものを払えばいいという発想ではなく、できるかどうか分かりませんが、工事の場合はある程度考えられることですが、人件費の場合にそれができるかどうか分かりませんが、やはり発注者として最低価格が設定できるかどうか、お聞きします。

○ 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午前10時50分休憩)

○ 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午前10時52分再開)

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 桜庭 誠二 ただ今の質問ですが、最低入札価格を私たちの町の規則などでできないことはないけれども、現状でこれだけを対象として最低入札価格というのは、むずかしいということで、今後に向かってこれを含めた最低入札価格で製品保証していく意味での考え方は間違っていないと思いますし、これについては、今後も検討して行きたいということです。今までのごみ体制と今回の体制の一番の違いは、今回の委託に関することについては、ほとんど

が人件費ということに限っていますし、今回の単価については北海道価格に準用すると説明したとおり、今までと違うかたちで最初に説明した年金をもらわなければ仕事ができないという状況ではなく、しっかりここでできる単価を示しながら業者の皆さんに入札参加してもらいたいと考えているところです。

- 議長 笹木 英二 金子廣司君
- 議員 金子 廣司 これは毎回、質問をしてお願いしていることですが、できることなら委託している数年間に何とか町直営でやれるかどうかも検討していただければ、幸いであることをお願いします。

- 議長 笹木 英二 順番3番 宮下裕美子君、ご発言願います。
- 議員 宮下 裕美子 通告書に基づき一般質問を行います。今回は多岐に渡り時間も長時間になりますが、宜しく願います。最初の質問です。月形町における受動喫煙防止対策について、平成15年に施行された健康増進法は急激な高齢化と病気の種類の変化があったことから、国民の健康増進が大きな課題になっていて、それに総合的に取り組む必要があるということで制定されています。そこで第25条に受動喫煙の防止が盛り込まれていますので条文を読ませていただきます。「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」と努力義務を課しました。その後、平成17年には、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約を発効して、平成19年には、第2回締約国会議でガイドラインが示され、それを元に平成22年には、厚生労働省健康局長通知（平成22年2月25日）というものが行き渡りました。そこには、それまでの取り組みより強固な受動喫煙防止の取り組みを求める記載があり、「今後の方向性として多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき。」「また、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。」と明記されています。

（宮元議員 午前10時57分退席）

このように受動喫煙防止については、国も世界も強化する流れになってきています。月形町においても健康増進法その前段とする「健康日本21」というプランがあったわけですが、それを元に月形町でも月形町健康増進計画「健康つきがた21」を策定して、その中にたばこの害とそれに対する取り組みを記載してあり、親子期、成人期、高齢期と区分しながらそれぞれの実態、目標、取り組み方が示されていて、色々な段階で書かれていて、私の地域ができるこ

と、行政の取り組み・できることという項目で、分煙や禁煙について明記されています。このように受動喫煙防止をする流れがあり、町としても取り組む姿勢が示されているわけです。これらを踏まえた上で、実態がどのようになっているのか。質問ですが、月形町では健康増進計画「健康つきがた21」で受動喫煙防止対策が明記されていますけれども、その取り組みと進捗はどのようになっているのか。また公共施設の全面禁煙への対応はどのようになっているのか。伺います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 ご質問のとおり、健康増進法それから厚生労働省健康局長通知ということで、今、喫煙をする人たちには極めて厳しい状況になってきたことは理解しているところであります。月形町健康増進計画については、平成24年4月から平成34年3月までの計画であり、それぞれの取り組みに対する優先順位を決めており、たばこに対する対策については、後年度の計画に位置付けられており、集中的な対策自体は今後実施することになっているところで、喫煙については平成29年以降の予定となっているところです。現在行われている状況については、妊婦に対して妊婦健診時に喫煙の影響、受動喫煙について指導を行っているところであります。また、住民健診などの事後指導、個別健康相談などの指導を実施している状況であります。

(宮元議員 午前10時59分入室)

公共施設の全面禁煙の対応ですが、集会場関係、病院、体育館については、建物内禁煙として屋外に喫煙場所を設けるなど利用者に協力を求めて対応しているところであります。役場庁舎においては、事務室は禁煙として指定された場所で分煙というかたちで対応している状況であります。振興公社関係、温泉宿泊施設では、分煙及び喫煙場所を指定して対応しているところであります。以上が現在、私たちの町で行われていることであり、特に庁舎内の禁煙経過については、平成15年頃から庁舎での喫煙対応が始まったと記憶していますが、職員による事務室での喫煙は禁止し、喫煙場所を休養室、町民サロン、3階階段西側スペース、外部出入口付近を指定したところです。他の公共施設では、このような対応はしていませんが、平成22年4月から休養室、外部出入口付近を指定するとともに、勤務時間中の休養室での喫煙は禁止したところであります。その後、職員組合からの申し出もあり受動喫煙防止を休養室及び出入口での喫煙は禁止、もしくは分煙室を設け対応する要望を受けたところでもあり、本年度事業として分煙室を設置したところであります。設置は本年11月20日、庁舎3階西側階段室横の部屋を改修しました。改修床面積4.8平方メートルであり、隔壁にアルミパーティションを用い排気設備は既存の換気扇を利用しているところであります。費用については、総務費、財産管理費、庁舎管

理費、需要費、修繕料で対応し、予算額50万円に対し執行額44万6,904円でした。内容については、ストーブ移設24,624円、火災報知器増設11,880円、パーティション壁を設置するにあたって410,400円ということであります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 最初に「健康つきがた21」に関する取り組みですが、たばこについては後期の扱いということでしたので、私としてはすでにかんりの取り組みが進んでいると思っていましたが、そういう意味では平成29年以降ということなので、その点、ぜひとも進めていただきたい。ただ、「健康つきがた21」に喫煙データが載っていますが、ここには平成22年に住民健診時意識調査結果ということで、月形町の喫煙率は全体で19.5%、男女別では、男性37.5%、女性8.7%、年齢別など色々データが載っていますが、そのうち40代、50代男性喫煙者が多いということで、40代男性46.7%、50代男性54.5%が喫煙しているということです。これは平成22年のデータですから現在その方々がそのまま喫煙しているとすれば、年代が多少上がっているのかなと考えますが、これらのデータも示されていますので、禁煙に向けて健康増進という目的がありますので、取り組んでいただきたいと考えます。先ほどの説明で公共施設を含めた喫煙場所が示されましたが、厚生労働省健康局長通知で基本的に公共施設の全面禁煙と出た後に、平成22年から町が管理する公共施設の屋内全面禁煙はきちんとやっており、交流センターなどは開設してすぐに設備の整った喫煙所が交流センター内に設置されているにも係わらず、屋内喫煙はできなくなり現在は屋外で喫煙するかたちになっています。このように町民の方々に対して受動喫煙防止の観点と健康増進の観点から屋内の禁煙を強いているかたちになっているにも係わらず、役場庁舎内が分煙で済んでいることに対して、どのように考えているのか、お伺いしたいと思います。厚生労働省健康局長通知で官公庁の庁舎については、特に全面禁煙という通知もきていますし、公共施設以上に役場庁舎は、一般の様々な方々が来られるわけで、そのような場所を全面禁煙というかたちができないことに対して、どのように考えているのか、お伺いします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 公共施設、交流センター、多目的研修センター、体育館等で利用者する町民は一時的なものであると考えております。役場職員50人中13人、26%喫煙している状況で、役場職員においては勤務時間8時間という状況で考えたときに、全面禁煙するという状況で今一つ全面禁煙にしてしまうのはどうだろうということで、私の中で今後の取り組みとして「相当悪いのであるからできることならたばこは止めてほしい。」という思いはありま

すが、現在、今までの経過を説明したとおり、町民広場、2階休養室で喫煙を許していたことについても、一般町民が出入りする所では止めるということで、3階西側で、しかもパーティションも作ってやっていますので、当面はこれで行きたいと考えていたところであります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、喫煙者側を配慮した説明しかなかったのですが、今回の受動喫煙防止法は喫煙者側ではなく、煙を吸わされる側の受動喫煙側に配慮し、もちろん喫煙者側に対しては健康増進の目的で禁煙に向かうあるいは受動喫煙はしないようにするための取り組みをなささいということです。先ほど職員の8時間全面禁煙にするのはどうだろうと言われましたが、別に庁舎内で全面禁煙にすれば、基本的に目標は達成できて他の自治体では庁舎内は全面禁煙で人通りの少ない駐車場に喫煙ブース等を設けて吸うようなかたちにして自治体が極極たくさんあります。そのような状態でうちの町で喫煙ブースを設けたことは、時代に逆行していると思いますし、先ほど一般町民ができるだけ出入りしない所と言いましたが、3階の傍聴席入口付近に作られた喫煙所ですが、3階傍聴には一般町民も来ますし、もちろん常時ではありませんが小中学生や保育所の子ども達の見学などもあり、様々考えてもここが必ずしも最適な場所であると思えないのです。基本的に役場庁舎内は全面禁煙、他の公共施設が全面禁煙となっている以上、町民にそこまで強いている以上、役場庁舎内もやはりきちんとするべきで、喫煙者に配慮するのであれば、屋外に喫煙ブースを設置すればいいと考えます。万が一にも庁舎内に分煙スペースを設けるとしたら、全く人通りのない所、地下など場所はいくらでも検討できると思いますが、少なくともこの通知あるいは法の方針に従えば、庁舎内完全禁煙を進めるべきであると考えますが、今、私の方で指摘したのですが、それについて、町長、いかがですか。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 正しく正論であろうと思っています。受動喫煙させられる人にとっては、苦痛以外の何物でもないわけですから、役場庁舎内でなく違う所に喫煙スペースを設けてはどうかということは、参考になることであると思っています。もう一つ、3階ではなくもっと受動喫煙ができない場所がないかということも、もう一度、検討させていただきたいと思っています。それらに向かつては、現在も休養室や宿直室でたばこを止めたということでは、少しずつ改善していることは事実ですし、今後についても前向きにやって行きたいと考えているところです。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 役場庁舎内職員に対して前向きに少しずつ進んでい

るといのは、理解しましたし、今後、検討するという事も分かりましたけれども、町民に対してどのように説明されるのですか。実は町政懇談会の折りに、最近交流センターを使用するようになった札比内地域の方々から、交流センター内にあんなに立派な喫煙ブースがあって、排煙装置もきちんと整っているのに、物置にを使って玄関先で吸うようになっているので、それに対して吸えないのかという話があったとき、町長から公共施設は全面禁煙で子ども達も利用するから無理であるから理解してほしいと説明されていまして。正しくそうなのです。だけど、どうして役場庁舎はそのようにならないのでしょうか。ここの排煙装置は基準を測っていませんが、既存の換気扇だけで排煙の基準に達することができないことも事実です。それから、受動喫煙については、あるデータがあり、小さなお子さんのいるお父さんが子どもに配慮してベランダなどでいつもたばこを吸っていて、絶対に室内では吸わないという子どもであっても、尿検査をするとニコチンが出るということです。極微量でも受動喫煙の影響はあるというデータもあります。だから基本的に完全分煙を求める国あるいは世界の動きは、基本的データに基づいて作られているのですが、町民にもそのことを啓発して行かなければならない町長の立場ですし、あるいは健康増進のかたちでは先ほどの「健康つきがた21」だけでなく、国保設置者でもあるわけですから、そういう意味でも医療費をかけないために喫煙を減らしていくこともその役割であると思います。そこを率先して展開していくべき立場であると思いますが、それが先ほどの説明ですと消極的で特に役場庁舎内に限っていると、かなり喫煙者側に寄った発言をされていると思いますが、そこはきちんと今後の検討の目途も含めて、今、設置したからすぐ撤去できますし、それも含めて方針を再度、伺いたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 もちろん法律に基づき受動喫煙の被害が出ていることは、NHKなどの特集を見て理解するところです。それぞれ役所ということで考える、公共施設全てがまだ完全に館内禁煙という状況になっていないのは、宮下議員もご承知のとおりであると考えております。例えば飛行場に行っても喫煙、分煙室がある。北海道国保連合会の事務所においてもそのような状況があるということで、今後もこれについては、しっかり、いまずぐ止めるということにはなりません、世の中の習性がそこにあるという意味では、館内禁煙に向かってそれぞれ職員の理解を求めながらやって行きたいと考えているところです。札比内の町政懇談会で言われた町民の話は、分煙室があるからそこで吸わせろということでした。それについてはということでお答えさせていただきましたが、役場庁舎内であまり受動喫煙がない場所という意味で、今回、3階にずらしたということですので、その後において全面禁煙にすることにつ

いても、職員としっかり話し合いをしながら、取り組んで行きたいと考えております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 確認ですが、受動喫煙がメインでしたら、玄関先に灰皿を置いて煙がいくような所が喫煙所になっていることが、役場庁舎内の禁煙を果たしているのかということは、必ずしもそれはきちんとした方法になっていないので、交流センターなども外に灰皿を置いてフードに喫煙所を設けては、全く趣旨を理解していないので、きちんと受動喫煙防止法の趣旨とその害を認識した上で、それに適合した分煙をするのであれば、きちんとした設備や場所の確保をお願いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 先ほどの答弁で職員の喫煙者数について、50人中喫煙者13人と言いましたが、59人中14人ということで訂正をお願いします。

(平田議員 午前11時18分退席)

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 2点目の質問に入ります。指定管理者制度の運用(公募によらない選定)について、お伺いしたいと思います。最初に指定管理者制度について少し説明させてください。指定管理者制度は民間に公の施設の管理を委ねることで、民間のノウハウを活用して住民サービスの向上と経費削減を図ることを目的として、平成15年にそれまでの管理委託制度に変わって導入された制度です。ここがすごく重要ですが、指定管理者制度と管理委託制度の違いは、1点目は、業者側と結んだ協定の範囲内で業者の裁量を認めている点。2点目は、業者を選定する際、一般競争入札や随意契約のような国のルールではなく、自治体が決めた条例や規則によって運用することができる点です。これはすなわち自治体の裁量でいかようにも運用できる制度であるということ。それから、選定や運用については、行政と議会に最終責任がある制度で、私たちがこれから今も進められている指定管理者制度による公の施設の管理について言えば、議会と行政がかなり重い責任を持ちながら進めて行かなければならないことは、十分認識すべきであると考えています。指定管理者制度に関する条例ですが、月形町では平成17年12月に月形町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例が施行され、平成18年度から指定管理者制度が順次取り入れられました。この手續き条例は、「公募しなければならない。」と第2条でうたっていますが、その一方、ただし書きがあつて、「緊急の場合その他規則で定める場合は、公募によらず、指名できる。」とも記されており、今もこの条例は生きています。それから、指定管理者制度の運用についてですが、指定管理者制度を導入した当初は、多くの自治体が公募せずにそれまで管

理委託をしていた業者をスライドされる方式が取られました。月形町も同様のことをしています。ただ、平成19年1月総務省通知があつて、「原則公募」が強く求められたことから、2回目の指定からは「原則公募」する方向に動きが強化されています。さて、月形町においては、平成18年度に指定管理者制度が導入されて平成21年度に2回目の指定時期を迎えたのですが、先ほどの通知が出されたにも係わらず、月形町の場合は、それまでと同様に公募によらない選定が行われ3回目の指定時期を迎えても同様のです。これまで指定管理者制度を利用した公募が行われたのは、月形町保養センター等温泉施設、ホテルのみです。このような状況が続いてきたわけですが、ここで質問です。指定管理者制度は「原則公募」であるが、月形町で公募が行われたのは「月形町保養センター等」のみである。なぜ他の施設は公募によらない選定だったのか。その理由と根拠を伺いたい。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 お答えします。現在11施設について指定管理者制度によって6団体を指定し、施設管理を行っているところです。月形町つち工房、月形町穀類乾燥調製貯蔵施設、皆楽公園管理ということで、公園、野球場、多目的アリーナ、水辺の家、月形町農産物加工施設、パークゴルフ場であります。そして、花の里保育園、月形町交流センター、月形町保養センター（ゆりかご、温泉ホテル）ということです。月形町つち工房については、平成18年に公募で貸出しされ、管理運営が始まって平成19年度より指定管理者制度に切り替えたもので、長期継続的な人的信頼が必要とされ、施設管理に対して精通、運営実績、適切な町との調整、適切な人員配置と組織体制、適切な利用者への対応などから、特命による指定管理者となり、現在に至っているところです。月形町穀類乾燥調製貯蔵施設については、平成12年に供用開始前に月形農協との建設費用の一部負担を盛り込んだ基本協定書を結び、平成17年度までの管理委託をして、平成18年度からは、指定管理者制度に切替わっているもので、指定に当たっては月形町農政の一翼を担う重要機関であることに加えて、当施設管理に対して精通これまでの適切な管理運営を総合的に判断して、特命として指定管理者としているところです。

（平田議員 午前11時24分入室）

皆楽公園管理については、公園、野球場、多目的アリーナ、水辺の家、月形町農産物加工施設、パークゴルフ場ですが、平成6年から平成17年まで11年間、当該施設の委託運営業務実績から平成18年から指定管理者制度を導入し、指定に当たっては、過去からの実績により特命として指定管理者として指定しているところです。花の里保育園については、平成11年より現在の指定管理者が委託を受け管理運営を行っているところです。平成18年に指定管理

者制度を導入し、現在に至っているところです。指定に当たっては、施設の性格上長期的、継続的な人的信頼関係が必要とされるため、特命として指定することが理由であります。開設時より委託を受け施設及び保育に関して精通している。保育内容について保護者との意見交換、町との調整がなされ、保護者への対応が適切に処理されている。経費縮減には町との調整がなされている。以上のことが理由であります。月形町交流センターについては、平成21年4月開設時から現指定管理者に委託して管理を行う方針であり、平成23年より指定管理者制度に切り替えたもので、平成21年からの管理運営が適切であることが公募を行わず指定しているところであります。先ほど宮下議員の質問にもありましたが、指定管理者制度の一番の趣旨は公の施設の適正かつ効果的な管理を確保しつつ、住民サービスの資質の向上を図る点にあるわけであり、一般論として公募により複数の候補者から選定することが望ましいと言われておりますが、指定管理者として特定の者が公の施設の管理をもっとも効率的かつ効果的に行うものと地方公共団体が求める場合には、特定の指定管理者を指定することも法律上禁止されているものではなく、許容されているものと理解しているところであります。また、指定管理者の指定については、自治法で定める議会の議決事項となっておりますから、月形町における指定管理の指定については、議会としても慎重に審議され指定管理者として各施設の管理をもっとも効率的かつ効果的に適格に行い、公の施設の適正かつ効果的な管理を確保しつつ住民サービスの資質向上を図るものの他、企業の育成さらには福祉環境、幼児教育環境の向上などと、広義的な面で適切であると判断され、全て議会の承認をいただいているものと認識しているところです。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、町長から大きく6団体に指定管理を委ねている月形町の現状、公募によらない理由について説明いただきましたが、基本的に先ほど町長も言われたとおり、地方公共団体の求めることによれば、法で許容されていると言われておりますが、これについては、月形町手続等に関する条例とそれによる規則で定められている項目に今の説明はあっていますので、そういう意味では法で許容されている範囲であると理解しております。また、議会としてもこれまで議決していますので、それに対して十分理解しているところです。ただ、実態としてこれまで公募を行ってこなかったことに対して、いくつか少し疑問がありますので、その点について説明させていただきます。総務省自治行政局行政経営支援室から出ている公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果を見ると、町村が管理している公の施設のおよそ半分が公募を進めていて、うちのようにほとんどの施設において非公募という自治体は、さほど多くありません。多くの自治体が基本公募をもって進めています。

それから、私自身、先ほどの公募によらないことの根拠となる規則と条例について、道内179市町村のうちインターネットで例規集などが公開されている169の自治体を調査しました。その中のほとんどが基本的に公募が前提になっていて、非公募の規定が先に付いているのですが、多くは基本的な形状の中で地域に欲する。町の出資団体など基本的な当初に月形町も持っていたような条例あるいは規則で運用されていました。全体を見ると公募をしないで指定できることを条例ではなく規則で定めている自治体が10ありました。町長の裁量で町長が認める場合に公募をしないでいいと設けている自治体が8ありました。既存の施設をそのまま継続して指定することができる要項を持っている自治体が5ありました。それら全てを網羅して基本的に規則でどのような状況でも既存の物をそのまま指定できるかたちは月形町だけでした。他にもう一箇所の自治体と同じようなものを持っていますが、その場合は公募によらない理由をきちんと公表することが大前提にあって、あるいは規則で定めなくて条例でそれらが定められるようになっているわけです。今、条例と規則について細かく説明していますが、条例であれば私たち議員が指定によらない理由をチェックすることができるのですが、規則で指定によらない根拠を示されても、私たちは規則のところまで判断できませんので、実際にそれが施行されても後から知る場面がよくよくあるわけです。先ほど町議会としてもこの指定によらないことがきちんと理解されて正当化されていると言われましたが、もし、そうであるなら、条例にそれらを組み込んでよりオープンなかたちで公募によらない場合を規定する必要があるのではないかと考えます。最初に言いましたが、指定管理者制度は議会と行政が責任を持って決めていく制度なので、法が縛るものは少なく、それぞれの理解で十分に協議した上で進めて行かなければならないのですが、このように規則で決められていては、議会側も十分認識できない。そういう意味で、月形町の現状を町長はどのようにお考えになるか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 平成17年12月19日に月形町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例を作り、「第2条 町長及び町教育委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下、「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、緊急の場合その他規則で定める場合は、公募によらず、指定管理者の候補者として適当な団体を指名し、次条の規定による申請を求めることができる。」ということで、規則によって申請を求められることができるという条例提案をして皆さんにこの部分で条例を承認いただいていると理解しているところです。規則

でも指定管理者に任せる内容については、先ほども言ったように議会での提案案件ですから、その時に指定管理を受ける団体、金額等々について明示していますので、それに関して異議を生じるというのは違うのではなかと考えています。ただ、条例の中で明記しなさいということですから、条例改正については、今後の検討とさせていただきます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 条例改正については、今後の検討課題ということですので、その点はぜひ透明化していただきたいのですが、先ほど規則で定めることについては、議会が承認しているからということで、私は平成17年12月の段階ではまだ議員でなかったのですが、その説明の議事録も見て全部を確認したのですが、特段、議論もなく承認されていますので、先ほども言ったようにその部分は条例制定時と今の段階では通知も変わるし、世の中の状況も変化していることも認識いただいた中で、少し考えていただきたいのですが、実は規則を調べたところ公募によらないところが、逐一、改正されていて、平成17年12月26日、最初に制定された規則を見ると、「公募によらない場合の規定が公募をした場合に申請がなかった。あるいは、基準に不適合であった。あるいは候補者が不適当だった理由。あるいは、PFI方式によりやったものについては、公募によらないという理由。」と、たったこれだけしかなかったのですが、平成21年2月27日の改正では、「町が出資している法人、公共団体又は公共的団体の場合は、公募によらなくてもいい。もう一点、現に指定管理者による管理を行っているものは、継続管理ができる。」という新たに2項が加えられました。平成21年2月27日は、先ほど言った2回目の指定管理審査が行われる直前だったわけです。そして、平成25年12月30日改正、今年のちょうど今頃ですが、新たに規則が改正されていて、「その他町長が特に必要と認める場合。」が加えられています。1年前というと今回、幼稚園閉園で認定こども園の議論が始まった頃だったと考えます。規則で規定されているから問題ないということと、公募によらない根拠として条例と規則があるのですが、最初の公募をした場合に募集がなかった。あるいは PFI に関してそのままの規則でいくと、実際、公募によらない理由に継続的なことは地域に資する云々というよりも難しかったと思うのです。それは、ある程度、公募した上でそのような理由でここを選定したというなら分かりますが、公募もしないでそれらを最初に評価することは、正しくこの2回目の指定管理審査時に改正された「現在、そこを指定管理している者の継続管理」という項目が、規則に盛り込まれたからそれに基づいて最初に公募によらない理由としてこのようなことが成り立つわけです。本来、この項目が入っていない状況だったら最初に公募をかけて、その上で応募してきた業者に対して先ほどの理由でここを

選定したとなるわけですが、このような条項が入ったことにより先に公募によらないことが可能になってしまったのです。これらが指定管理を更新する直前に作られていて、明らかに公募によらない方向を模索しているように見えてならないのですが、そのことについて、町長いかがですか。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 意図的に規則改正を行ったとは思っていないので、ただ、私たちの町の状況で指定管理者、随分と花の里保育園について言われていますが、交流センターは社会福祉協議会、公園管理については振興公社がやっているの、それらも含めて私たちの町の公共利益に私は値するから指定管理者としてそれぞれの人たちに指定管理しているところです。花の里保育園についても、今年も議会の皆さんに提案して承認いただいていると感じていますが、平成28年度から認定こども園となっていく中で、今から準備をして行かなければならないところで、今、全く指定管理者を変えていくことは、子どもたちの教育環境を含めたときに、極めてマイナス要素が出てくるだろうという説明をしていますし、条例、規則はともかく皆さんにその提案をしてそれが皆さんによって了解いただいていると理解しております。議会だけではなく振興公社については、最近議員の皆さんが理事者になっていませんが、数年前まで理事者として経営参画もして、その中で指定管理の指定を受けて仕事をしていたと理解しているところですから、そこに本当に疑義がありマイナスであれば、議会の否決案件であったと理解しているところでもあります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 私が言っているのは個別の指定管理者が適格、不適格ということではないのです。指定管理者制度の運用に対して公募によらない選定がさも当然としてまかり通るような条例、規則が作られていることに問題があると感じているのです。それはなぜかという、今、言われた交流センターが社会福祉協議会にやっただき非常によくいっている。花の里保育園を札親会が行うことにより良くなっていることは、理解しています。だったらあえて別に公募によらない方法を取らないとで、他の町がやっているように基本的に公募を行って、その上で、選定すればいいことであると思うのです。公募をするにあたっても様々な条件を付けるのは指定管理者制度なので町側でできるわけです。それをやって公募する手続きを取ることが指定管理者制度のゆるい制度で、物事を透明化するための大事なやり方になっているわけです。今回、町長が説明されたやり方ですと、先に業者があつてそれに対して非公募の理由をつけるようなやり方も、本来はそうしていないと思いますが、本来はきちんとした業者がいるから公募しないと思うけれども、ではなくで、だったら公募をすればいいのです。

- **議長 笹木 英二** 少し長くなりましたが、宮下議員の言っていることは、よく調べて質問していると思いますが、今、他の議員も内容を聞いて分かってきたと思いますが、規約の変更について聞いていると時期的にタイミングがまずいときに合っているという感じもしないわけで、そこを質問しているのですが、花の里保育園は札親会がやるのがベターであると誰もが認識していることであると思うのです。今の質問は、それなのになおかつ手を加えて規則をその時々で変えているように見受けられるのですね。そこがおかしいのではないか言っているので、規則を変える必要があったのかどうか。

- **議長 笹木 英二** 暫時休憩いたします (午前11時45分休憩)
- **議長 笹木 英二** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午前11時48分再開)

- **議長 笹木 英二** 総務課長
- **総務課長 久慈 富貴** 規則改正の経過について、少し説明させていただきます。平成21年に指定管理に係る選定委員会で協議した中で、当時の規則により PFI 方式で整備された施設の場合と公募した結果、指定管理者に適した者がいなかった場合のみであったということです。管理者を公募によらない場合の選定方法を議員が言われるように改正したということです。現にその施設が有効効率的に使われる業者選定の中で、果たして公募がふさわしいのかというのは、例えば穀類乾燥調製貯蔵施設はJAがやっていますが、このような施設に対して公募をしたときに、果たして業者はどこを指定すればいいのかという問題もあります。特にうちの施設については、引き続き実績等を踏まえて継続してやっていただきたい。ただし、それは手続上の条例、規則でその部分について不備があったということですから、これら継続して指定管理をしていただくという内容を盛り込んで改正して、かつ、条例、規則に基づいた適正な事業事務を取り計らって行きたいという思いで常に改正しているところです。そのような手続上、不備なものがあれば、適正に直して行かなければならないということで、規則等については、その都度、改正するようにしているということで、これが我々、事務方の仕事の流れであると思っています。
- **議長 笹木 英二** 先ほど宮下議員から質問のあった平成25年12月にも改正があったということも言われていましたが、それもタイミング的に悪いと思うのです。
- **議長 笹木 英二** 総務課長
- **総務課長 久慈 富貴** 案件の取り扱い上で、町に対して不利益なことが発生する場合、そのようなことを勘案してかつ有効であるような考え方で規則

等についてふさわしくないところは、訂正して行かなければならないし、今の国の方針などもそういうところについての指導等による改正等の部類があります。いずれにしても町に有効な方向という考え方を持って常に見直して行かなければならないところもありますし、そういう事案が発生した場合には、改正していく。それで回数が重なることは通常のものであると思っていますので、そのような気持ちでやっているところです。

○ **議長 笹木 英二** 4回目になるので、時間もあるので、この問題については、まとめるように質問してください。宮下裕美子君

○ **議員 宮下 裕美子** 今、町に有効になるよう制度改正を行ってきたと言っていますが、それは、あくまでも町が認識するのは現状の指定管理が最善と思ひ、それがベストだから議論の余地がないからそのように規則を整えてきたと聞こえるのですが、本来、それがベストかどうかも含めて判断するのは議会で、議会に対して公募しなくていいように整えたものでこの業者しかないと持ってくるのではなく、本来あるべきかたちの条例あるいは規則に従って公募の方法もいくらでもあるわけです。条件を付けるやり方も十分にできるから、それをした上で公募して、理由や状況説明をしてこの業者になりましたという説明を行って議会に諮られるなら透明性が増すと思いますが、今の判断ですと最初に行政がこの業者が町にとって有効であるということを決めた上で、それに従うような規則を加えたようにしか聞こえなかったのです。平成21年の改正でそれまでこめ工房の説明をされていましたが、こめ工房のように利用者が限定されている施設の場合、公の施設といっても指定管理の中では特例措置のような扱いで、元あった条文で指定管理者を公募しなくていい範ちゅうに入りますし、他の自治体でもそのように行っています。今、私が問題にしている交流センター、花の里保育園でもいいですが、指定管理料が発生する大口の場合は、前提として最初に公募をしないで担当者に任せることからスタートすると、様々な不透明なことが出てくるわけです。そういう意味でもより透明性を増すために指定管理者制度の条例を見直すということを言われましたが、明らかに規則で定めるのではなく条例そのもので公募によらない規定を設けて、かつ、公募に寄らない理由をある程度絞り込み、先ほど色々と言われた普通に運用していたら5つも必要ないのです。最初から3つまでで十分対応できると思います。特に(4)現に指定管理者の継続管理をしているというようなものを持っているのは、道内でも5自治体しかないです。先ほど町長が言った裁量権を認めているものは8自治体しかないです。その両方を兼ね備えている所は本当に少ないのです。それらもみんな公開する規定や条例で規定してそれを私たちがチェックできるかたちで行われているので、そのことも含めて手続きをぜひ、見直していただきたいのですが、いかがでしょうか。加えて、今、選定委員が

町側の職員だけによる選定委員を設けていますが、それが第三者を入れる。もう一つ、指定管理者制度に関するガイドラインが他の自治体では策定されていて、多くの自治体がホームページ等で公開されているのですが、それらも含めて透明な状況、最初に言ったように指定管理は自由な制度ですから、議会と行政がチェックをきちんとしてより開かれたようにしなければ、どんどん見えなくなっていくと思います。入札の随意契約のような上限など国のルールやチェックもなくて働きません。だからこそ、より一層、見やすいオープンなかたちにしていくべきであると思いますので、先ほど言った速やかな規則と条例の改正、公募によらない場合の理由の選定委員に第三者を入れる、指定管理者制度に関するガイドライン等の作成について、やっていただけるか、お伺いしたい。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 選定委員会に第三者を入れることについては、今後の検討であると考えております。条例改正についても疑義が生じるようなかたちがある部分について、今、宮下議員からの指摘については、今後、検討したいと考えています。指定管理については、定例監査、行政監査等の監査対象になっているという意味では、行政と同じようなかたちで監査項目の対象になっているわけですから、それをして行政側の透明性はそこにあると思っており、選定委員会に第三者を入れることは検討しますが、それが本当に透明性につながるのかどうか。業者入札の入札価格に第三者を入れることと似つかわしいような気がしてしょうがないわけでありまして。それも含めて検討させていただきます。

○ 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午前 11時58分休憩)

○ 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(午後 1時30分再開)

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 3点目の質問に入ります。指定管理者制度における指定管理料について、午前中の話を端的にまとめると、指定管理者制度には随意契約上の上限金額のような国のルールがない。よって強いて際限ない金額で誰とでも協定を結ぶことができる制度設計になっています。そのため透明性が必要で、指定管理者選定の際、公募することは公平性、公正性を保つ一つの方法です。公募によらないとなれば公募以上に透明性つまり情報公開を求められていて、議会、町民への説明責任もあるかたちで指定管理者制度を位置付けてきました。次は指定管理者制度によるお金のことになるわけですが、指定管理者制度は公共調達の一つのかたちと言えます。指定管理料金は公共調達の一つですから価格の正当性、税金の明瞭な支出が伴ってくる可以说えます。午

前中の話で、非公募にした理由として非公募であっても公共の利益に当たるから非公募にするということでしたが、それは、地方自治法第2条第14項にある「自治体運営の基本原則とする住民福祉の増進に努めるとともに、」というところに関しては適っていると思いますが、その後の「最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。」という点は、非公募で競争がないことによってこの部分をどのようにうまく表現できるのか。この考え方が基本的に「原則公募」となるのですが、非公募のときには、「最小の経費で最大の効果を上げる。」ことにどのように果たして行くのかということが問題になると思います。そこで質問ですが、公募によらず指定管理者を選定したとき、指定管理料が発生する施設での指定管理料の設定はどのように進められているのか。また、金額の妥当性はどのように諮られているのか。さらに、手続き過程の透明性はどのように担保されているのか。お伺いします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 まず、設定の流れについてですが、指定管理者の候補者は町施設管理仕様書に基づき作成した業務計画書及び収支予算書を町に提出します。町担当課は、業務計画書と収支予算書の内容を、次の点で審査を行っています。1つには、数量的視点で収入では利用料金とこれまでの実績を中心に、支出では必要とする人員、事業費や委託費等の物件費におけるそれぞれの収料が妥当かどうか、これまでの実績とこれからの計画等を勘案して審査しているところです。また、単価的視点においては、必要とする人員や物件費の単価が妥当かどうか、添付の見積書や町の予算単価表に照らし合わせることに加え、向う5年間の物価上昇等も勘案して審査を行っているところです。以上の審査後、指定管理者の候補者から事業計画内容及び収支予算書の内容をヒヤリングするとともに、町の審査結果を指摘し、収支予算書の再提出を依頼しております。指定管理者の候補者は、審査結果に基づき収支予算書を町に再提出しているところです。指定管理料については、収支予算書の再提出後に月形町指定管理者選定委員会において審議を行い、最終決定を町議会で指定管理者について議決されている状況であります。指定管理者の選定を指名する場合の流れとしては、月形町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、月形町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則及び月形町の公の施設に係る指定管理候補者選定委員会設置要領と、それぞれの規定に基づき手続きを行っているものです。選定委員会の審査は、副町長を委員長として総務課、住民課、産業課、保健福祉課の各課長、教育委員会次長、その都度、町長が指名する者を委員とする他、施設担当、財政担当職員も出席して、審査会を開催するもので、指定期間、業務内容、指定管理費、募集方法、応募資格などを記載した選定依頼書類を元に審査を行い、審査内容の妥当性につい

て判断するものであります。以上のことから交流センターの指定管理料の選定は、当時の福祉センター既存施設管理経費の実績を参考にして積算されている他、指定管理者となる月形町社会福祉協議会から見積内容を参考にして、受付業務、清掃業務に係る人件費、燃料光熱水料費、点検委託料、使用料等の建物管理費の上乗せにより、管理料を積算し設定していくものです。これは花の里保育園の指定管理料についても同じく開設当時からの実績により積算して現在に至っているものです。なお、例年、指定管理については、定例監査、行政監査、財政支援団体等に関する監査対象として詳しく監査を受けているものです。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、町長から指定管理者の指定管理料決定までの流れをお伺いしましたが、いくつか分からないところがあったので、質問させていただきます。まず、最初の段階で町の仕様書に従って業者に収支予算書を提出させるということでしたが、私の使っている言葉と町長の使っている言葉が同じかどうか分からないですが、指定管理者のガイドラインなどを公開している自治体のものを見ると、最初に要求水準書を作ります。これは、この施設を使って町としてどんなことをさせたいかというスタートの段階になるわけです。要求水準書があって、町としてイメージしている施設運営のものが最初にあり、それを基に公募に掛けて、その内容を見た事業者が自分たちは水準をどのようにして満たせるかという提案書を提出してきます。それを選定する中ですり合わせを行って、最終的に協定書あるいは仕様書を作るという流れになっているのですが、町長が言われた最初の仕様書は、私が言っている要求水準書に合致するのか。あるいは、最終的な協定書側に近い実際の内容に関係しているのか、お伺いします。それから、先ほど既存の施設の今までの指定管理料の計算のことを言われていましたが、ほとんどの場合が既存の管理料、それまでの実績を参考にするということでしたが、指定管理者の主な目的は町が求める基準となるサービスに加えて、民間がより工夫した上でサービスの向上あるいは経費節減をしていくのが本来の目的ですから、既存のものを参考にするのは構わないですが、そのあたりの新たな取り組み部分は、どのように算定しながら指定管理料を決定して行くのか、2点についてお伺いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 1点目の他町村の事例として上げられていたことについては、公募におけるということでしたから、この質問においては非公募ですから、非公募についての説明をさせていただきました。わが町で公募した温泉施設のオオタについては、管理料は発生していませんので対象としては違うと

思っていますが、詳しい説明については、担当課長より答弁させます。

- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 指定管理の選定に当たりましては、当該施設の所管課が指定管理予定候補者選定依頼書を提出しますが、これは規則に基づく仕様書で、中身については、指定期間、業務管理の内容、指定管理上の予算額など概要的なものを書いてあります。加えて、先ほど申し上げました積算については、町長が説明したとおり非公募のため引き続き行うというかたちの指定管理ですので、当然、今までの流れの積算書が存在しますので、その中でそれぞれの項目についての設計書は、町で要求する側としての項目をいただきたいという要求もあり、そのための仕様書ということです。ですから、この中身をもって指定管理者との協議に入ってヒヤリングなどを行いより良い指定管理に高められるよう努力しているということで、このような手続きで進めているところでございます。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 答弁もれがあります。もう一点、指定管理者側が今までの積算だけでなく、新たに工夫などしながらやったりする場合、どのように指定管理料を判断するのか。基本的な枠組みがあって、ただそれをやるだけだったら委託と一緒にすけれども、そうではなく指定管理側は最低限の枠組みをより良いサービスをするために様々な提案を含めて指定管理をしてくると思うのですが、そこはどのように指定管理料に盛り込まれてくるのか、その答弁がなかったのをお願いします。
- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 これも先ほどの説明の中に含まれていると思いますが、当然、仕様書を作る中で受ける側の提案は、ヒヤリングの項目で発生してくると思いますし、それに見合う分の金銭的なものが含まれるのであれば、単価的な妥当性、道の単価表などを照らし合わせながら、金額を審査していくということです。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今、驚いたことは、最初の答弁は、非公募によるものだから非公募の流れを説明したまでであるということだったのですが、公募、非公募にするかは、まず、指定管理は原則公募ですし、この施設に対して公募、非公募の前に、町はどのような運営をするというのは、最初に基本的にこの施設を使って町民のためにどのようなサービスを提供するのか。あるいは、金額的に支払える場合は概要的なものが普通できているはずで、それは指定管理者制度と言いながら基本的なところ実際は入札と同じようなかたちでそのようなことをする場合には、工事概要は工事を発注する側が持っているわけで、

その上で概算等ある程度の上限金額を設定して業者と話し合いをするというかたちにしないと、先ほど言った公共調達で言えば、「最小の経費で最大の効果を上げる。」というのは、かなり難しくなると思います。先ほど課長から説明があった業者側の工夫については、仕様書に加味しながら単価表などを合わせてその分の経費を提供するということでしたが、指定管理者制度そのものはその枠内で自由度を業者側に与えて、業者が自分達のサービスの一環で様々な展開をしていくことがあるわけです。ベースの町がどのようなことをやりたいかということがあって、その中さらに加えたところをより提供することができる事業者を私たちは公募で選ぶ、だけど非公募だからそれは業者の言いなりにそこを一緒にやっていくということにはならないと思います。そもそも仕組みの組み立てとしては、最初に町側が要求水準書、言い方は色々あると思いますが、それを持った上で、業者側ときちんと検討を重ねていくことになるはずですが、先ほどの説明ですと、業者が提案したらそれを単価表と見合っている程度資金を提供してとやっていったとすれば、直営でやっているのと金銭的にはあまり変わらないと思います。サービスなどのアイデアは業者から得られるかもしれないけれど、指定管理料の最小の経費で言うと全くできていないのではないかと思います。それが原則公募であるものを非公募にしてその流れになっていないなら、ちょっと問題があるのではないかと感じたのですが、今の指摘に対していかがでしょうか。

- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 現在、わが町の指定管理者制度については、管理設置条例等に基づいて行っていますので、それぞれ目的はそこに記載していることを基本として業者にもこの目標達成のために指定管理を行っていただくということで、その中で指定管理を受ける側としての提案、ただ、単価だけの設定を審査するのではなく、その内容についても管理設置条例のその施設の目的に沿っているかどうか我々は審査して内容を決めていくというかたちで進められていますので、何ら問題はないと思います。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 答弁もれがあります。「最小の経費で最大の効果を上げる。」ことについては、どのように考えているのか。
- 議長 笹木 英二 総務課長
- 総務課長 久慈 富貴 最大の効果を上げることについては、内容が最もその施設が住民に対してサービスの向上になるなら、大変よろしいことですし、その部分で経費が下がらなかったというのは、下げられないということは現実にあり得ると思います。そのサービスがどうしても必要であるなら、経費が掛かってしまうということもあると思います。ですから、下げるばかりが然りで

はなく、サービス内容を判断して適正な価格が妥当であると思っていますので、そのような考えで進めております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、課長から説明があった選定委員会で過去の実績とその場の提案を加味して適当であればそれでサービスが向上すれば経費が下げられなくても仕方ないということでしたが、非応募で行う場合に類似の自治体施設たくさんありますので、それが実際にどのような経費で行われているのかという調査などもできるので、それらの比較は可能であると思います。うちの町だけで過去のもの積算して、なおかつ、役場職員だけの選定委員会ということで、別に信じていないわけではないのですが、それだけしかないとしても透明性が果たせないと思うのです。最初の質問でも言いましたけれども、指定管理者制度は、国のルールがあるわけでもないから基本的に条例と規則でやっていく以上、様々なことをオープンにしなければ疑義が生じやすくなるわけです。また、公募することで2つの業者を競り合わせることで、単価の正当性などが把握できるわけですが、非公募を前提として物事が進んでいく、はっきり言って最初から答弁に対して非公募における説明をしたということで、うちの町の指定管理者は最初から非公募しかあり得ないように物事が進んでいくとすれば、なおさら他の町の類似の物を調査する。この選定過程を公開する。最初に要求水準書を要求するための上限の指定管理料の公開などをされる所もありますが、それを行うことによって、この指定管理料が妥当であるということを担保することができると思います。先ほどの説明だと自分達は納得して問題ないと言うけれど、第三者的にそれをそのように評価していいか、そこがどうしても分からないのです。最初に要求水準書があれば、それを基にチェックすることもできると思いますが、それもなくて仕様書の中で既存のところをやりながらずっと積算していくとなるところが問題あると思うのですが、他の自治体との比較なども含めて透明性を高めるためにどのように他に方法があるか、あるいは、取り組んでいただけるのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 総務課長

○ 総務課長 久慈 富貴 類似施設と言いますが、全く同じ内容の類似施設となったとき、果たしてどうなのかという疑問があります。うちの施設の指定管理に当たり、どの部分を指しているのか意図が理解できませんが、類似施設を参考にするといいながら施設の規模、人口規模、地域性、環境の違いもありますので、安易に類似施設と比較することは、現実性が我が町の規模ではないということはあると思います。たとえあったとしても非公募の施設、公募の施設ではやはり競争原理も働く中で公募施設については、当然、価格的な管理料が多少抑えられることも考えられますが、今、うちで指定管理をしている施設

は、誰が考えても公募すべき建物なのか、非公募すべき建物なのかということは、ある程度、判断できるのではないかという考えもあります。従って公募をしない制度を用いて、その施設の目的が効率的、効果的、さらには、住民サービスの提供が向上する目的で、今のかたちで進められていると考えております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 今、類似施設がほとんどなくて現実性がないということでしたが、全く同じ施設があるとは到底思いませんが、普通の建設工事をする場合、午前中にもありましたが、道単価を使う云々ということや、施設運営などすれば、面積当たりこの施設はどのぐらい掛かってという色々なパターンがあるわけです。それらをうちと同じだからではなく、色々な事例もあるということで、町側として情報を公開していくことが重要ではないでしょうか。今の自治体運営は基本的に住民が主権を持っていて、住民が納得するように町がより物事を明らかにして情報提供することにより、できるだけ疑義が生じない、あるいは町民が納得できるかたちで物事を進めるためには、情報公開する。先ほど言ったように要求水準書や公募の上限、ガイドラインなども含めてホームページで公開することにより、最終的には非公募で決めたとしても、皆さんがそれらをチェックする場が与えられるわけです。今の説明だったら、最初に非公募ありき、誰が考えても非公募は判断できると言いますが、認定こども園などに関して公募でやっている所はたくさんありますし、別にそれだけではないですが、交流センターのような公共施設に関して公募でやっている自治体もあります。それは色々なやり方があって誰が考えても非公募が当然ではなくて、うちの場合は非公募だけど、その理由を説明しているし、指定管理の中身を説明して指定管理料がこれぐらい発生しているという情報提供をして、自ら理解を得るような行政運営が必要ではないかと思いますが、それをこれから取り組んでいただけるのか、今まで通り非公募だから当たり前であるという感じの物事の進め方でこれからも行くのか、お伺いします。

○ 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。 (午後 1時54分休憩)

○ 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時55分再開)

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 情報公開、透明性については、指定管理料のうちの仕様書に基づく人件費がいくらということが、本当に公表できるのか、公表の値があるのか、即答はできませんので、今後、検討させてください。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 答弁もれがあります。仕様書の問題ではなく、その他も含めてこれから公開を検討するというので、理解していいですか。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 先ほども言いましたけれども、基本的には指定管理者の管理料を含めてそこは議会の議決案件ですから、それはちゃんとやっているわけですから、それ以上の具体的な細かなところ全てを情報公開ということですから、今まで私たちの町でやっていませんので、それについては検討させていただきますということ、今の段階では答えられません。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 私が公開すべきであると言っているのは、指定管理者との協定書、仕様書ではなく、本来、その施設をどのように管理していくかという最初の要求水準書的なものです。それは金額そのものが出ているだけでなく、苫小牧市、札幌市、美唄市が公開している最初に施設の使い方について公募するに当たっての基本的要項作られて、それは公募、非公募に係わらず基本的に公の施設をどのように使うか町が元々考えているプランですから、あって当然のものなので、非公募だから作らないではなく、そのことをオープンにした上で物事を進めていく必要があって、それがなければちゃんと作るべきですし、それを公開している自治体はすでにたくさんありますので、そのかたちでしていただけるのかと質問したのです。最終的な協定書、仕様書を公開しなさいと言っているわけではないのです。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 私の聞き違いなのかよく分かりませんが、最初は仕様書を含めて詳細まで情報公開してほしいと聞こえたので、先ほどの答弁をしましたが、今の質問は指定管理を任せるとき町として目指すべき方向性をきちんと明示しなさいということですから、それらは情報としてしっかり出せるものです。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 4点目の質問に入ります。認定こども園の運営形態について、平成28年4月から認定こども園が開園する予定で準備が進められていますが、認定こども園の運営形態を独自に調べました。平成26年10月1日現在、道内には認定こども園が75箇所あって、そのうち公立は21箇所です。大部分が直営で、指定管理者制度による運営は1ヶ所しかありませんでした。その1箇所は、公募により選定されています。このように認定こども園が公募に合わないと言っていることもよく分からないのですが、実際に指定管理者制度を活用するとなれば、公募されている所もあるし、認

定こども園自体は、直営で運営している所が多かったということです。平成28年度から月形町に開設される認定こども園は、道内の状況からすると、なぜ今回、指定管理者制度をとるのか。今までの説明の流れからすると公募も掛けずに費用的にもある程度、事業者のことを聞きながらそれに対して予算を充当していくやり方をしているなら、直営と何ら変わらない気もするし、その中でなぜ指定管理者制度をとるのか。それから、指定管理者は公募という中で今回、公募を行わないということで、認定こども園は少し補足させていただきたいのですが、花の里保育園は認可保育所、認定こども園は全く新しいものであるという認識をぜひ持っていただきたい。それは、条例も新しい認定こども園条例を作らなければならないし、設置者資格も全く違うものになるわけですから、新たに作られる条例の元で行われる認定こども園ですから、それが今までの認可保育所花の里がそのまま引き継ぐかたちは、普通に考えるとちょっと無理があると思いますので、それを今回このようなかたちで進めることに対して説明をお願いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 何度も申し上げますが、認定こども園とは言いながら花の里保育園を母体として施設も同じ所にある、新設ではないので、そこに保育所、保育に係わる人たちのいる、旧幼稚園スタイルでくる子どもたちがいる状況で、いわゆる環境を変えないということが第一の条件ですから、そういう意味で大谷幼稚園の職員にも今後、認定こども園で経営参加してもらうための準備期間としてこの2年間における総合研修をやっているところです。認定こども園にすれば人件費等が安く済むことを聞いていますが、現在、花の里保育園給与ベースは、福祉施設の給与ベースを準用していますので、町が直轄でやる給与ベースより相当、低い状況でやっているというのが、現在の姿であります。そういう意味では、もう一度、公設民営でやっている部分を公設公営にするというのは、今の状況では厳しいだろうと考えています。かつて小泉改革時代に指定管理者制度ができて、公設についても指定管理者ということで安くしていきなさい、民間の能力の利用と言いながらそのような状況で、これは指定管理だけの問題ではないですが、あまりにも人の給料が安くなりすぎている、ワーキングプアが発生していると考え合わせるとき、それも含めてもう少し見直しすべきではないかと言ったのは、楠議員であったと記憶していますが、それらも含めてただ公設公営にすれば一番いいということにはならないというのが実際であると考えています。指定管理者制度で行って行きますということは、何回も説明していますので、それはご承知いただきたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 答弁もれがあります。公募を行わない理由について

の説明もお願いします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 以前にも言ったと思いますが、2箇年の準備期間で札幌会が継続して指定管理としてやっていく状況で、人も変わらないところが子どもたちの保育環境を激変させないという意味で、公募しないと説明していると思います。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 先ほども言ったように認定こども園は、保育園とは資格が違うということで、ベースは確かに花の里保育園かもしれませんが、その要件が満たされているか、今、花の里保育園は2年間掛けて資格に十分足るような保育士の補充など様々なことで資格も合うようにしていると思いますが、本来、そこは資格を持った者がそれに当たる前提としてそこに資格を持った者というものがなければ進められないものですから、そこが十分に対応できているのか、最初に示していただきたいと思います。それから、花の里保育園の給与ベースは、町よりかなり低いという説明がありましたが、指定管理料の算定予算時に一般的な公立保育所の子ども一人当たりの運営経費と私立幼稚園の運営経費の比率を説明させていただいたとき、花の里保育園はいわゆる一般公立保育所一人当たりの子どもの経費と同じかそれ以上に掛かっています。私立保育所、私立幼稚園一人当たりの経費よりはるかに高い額が支払われていますので、給与ベースが低いかどうかということは業者側の問題ですが、町側はそれに値する分ぐらいのきちんと公設でできる程度の十分なベースの支払い、子ども一人当たりの子ども側から計算した保育所運営経費ということですが、それから計算すれば十分な値の支払いをしているので、全くできないということにもならない。私としては直営がベストであるとは思っていませんが、ただ、今、経費を安く押さえているというのは、ちょっと違うと考えています。それで、認定こども園を指定管理にする、公募もしないことは理解しました。しかし、今、花の里保育園の運営費は年間8,000万円弱掛かっています。認定こども園になると定員、機能も大きくなることから、1億円規模の事業になると予想できます。今までずっと言っている指定管理者制度をとるということは、随意契約と同じパターンの場合でも制限がないので、1億円のもの動くことに対して透明性を担保しなければならない。公募することが一つの証明になるから今ある他の町の指定管理による認定こども園は公募を行っているわけですが、うちは非公募となるなら、さらなる透明性の確保が必要になると考えます。そういう意味で、まだ認定こども園に関して条例もできていない、契約も結んでいない状態なので、これから指定管理者制度による認定こども園を開設するに当たりどのよ

うな手順で透明性を確保してやっていくのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 今回の質問の中で私たちの町の年間保育所運営経費が8,000万円ということで、類似施設よりかなり多いそれを含めて公設公営でもできるのではないかということですが、現在の流れで職員を公営に持つていくのは無理である、今のような形態でいくのが正しいと判断しているところがあります。透明性の論理で、先ほどの質問で透明性について町として公表できるものはすると言っていますから、それをしっかりやることで透明性であると感じているところでもあります。監査委員の皆さんについては、毎年、花の里保育園に出向きチェックしているということで、それについてもやっていると感じているところでもあります。今後、認定こども園の条例については、開設に間に合うように条例制定を考えております。それから、資格者がいるかどうかについては、担当課長より答弁させます。

(平田議員 午後 2時 9分退席)

○ 議長 笹木 英二 保健福祉課長

○ 保健福祉課長 平田 京子 人数については今、資料を持ち合わせていませんが、保育所の保育士も幼稚園教諭免許を有している者もいますので、その面については、心配ないと思います。人数が必要であれば休憩していただきお答えいたします。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 人数は必要ありません。ただ、今、言われた資格者がいるというのは、単なる両方の資格を持っている者ということではなく、認定こども園を受け入れられる法人であり、全部の指定基準が整っているという判断でよろしいですか。

○ 議長 笹木 英二 保健福祉課長

○ 保健福祉課長 平田 京子 認定こども園の職員配置基準、職員資格要件もありますので、この基準にあったかたちで進めます。

○ 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。(午後 2時 11分休憩)

(金子議員 午後 2時 12分退席)

(平田議員 午後 2時 13分入室)

○ 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時 14分再開)

○ 議長 笹木 英二 保健福祉課長

○ 保健福祉課長 平田 京子 今現在、幼稚園教諭資格を持っている者もい

ますが、認定こども園の定員もまだ決まっていないので、何名必要かということは、申し上げられません。今は保育所なので保育所の基準に合わせて職員が配置されています。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 問題なのは、認定こども園を開設するとき今の法人が認定保育所を開設できる資格がきちんと用意できるのかということです。今が、どうかではなく認定こども園を開設するときは札親会にやらせるというなら、そこが用意できるという前提で物事が進んでいるわけですから、それはきちんと担保されているのですかということです。

(金子議員 午後 2時15分入室)

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 その話については、理事長をはじめ役員の皆さんと協議して、認定こども園ができていく段階までにはしっかりその体制を取っていくというお約束をいただいているところであります。

(鳥潟議員 午後 2時16分退席)

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 5点目の質問に入ります。(1)から(3)まで一括して質問させていただくため、最初の説明が長くなりますが、答弁もれのないようお答えいただきたいと思います。保育所増築事業(花の里保育園増改築工事実施設計業務)についてです。今ある花の里保育園を認定こども園にする場合、定員も増えることから施設の増設が必要であることは、当初から話題になっていました。その際、町側から「保育所の床面積はほぼ基準を満たしているので、大がかりな増築工事は必要ないだろう。ただ、保育室等は不足しているので、仕切りなどを変更する工事は必要かもしれない。」という説明がありました。その点は議会も納得して物事が進んでいったと認識しています。しかし、11月27日の臨時会に提案された保育所増設事業(花の里保育園増改築工事実施設計業務)は、当初の説明とかけ離れた印象を受けました。また、補正予算が提案されるまでの進め方についても、疑問を持っています。そこで、認定こども園開設に向けた保育所増設事業について、課題を整理するために3つの項目に分けましたので、それぞれに対してお答えいただきたいと思います。1点目、手順について、基本設計などの増築内容が前回の場合、全く示されないまま、先の臨時会に唐突に提出された実施設計の補正予算ですが、議会や保護者との協議手順を本来は経た上で実施設計の予算が組まれるものであると考えます。その点で、十分な議論がなされてなく手順をないがしろにしていると感じました。実施設計を議会に諮るまでに、どのような手順でこの事業を進めてきたのか。また、今後はどのように

進めていくのか。それから、保護者との協議やスケジュールを含めて伺いたいと思います。2点目、本体工事について、当初の説明では「大規模な工事はしないで済むだろう」とのことだったが、今回、概算で1億円という数字が出されました。なぜこれほど高額になるのか。どの部分が当初の予定と違ってきたのか。また、町では建設費を抑えるためにどのような検討をしてきたのか。具体的に伺いたいと思います。3点目、工事の影響です。これまでの説明では「保育に配慮することを前提に、工事は日曜・祝日・夜間に行う」と言っていました。これだけ大規模な工事を行うとなれば、果たして夜間等の工事だけで間に合うのか。また、工事現場と保育現場が混在する状態で、園児の安全や健全な保育環境を維持・確保できるのか。さらに、夜間工事の際に、隣接する愛光園利用者への影響は十分検討されているのか。この3点について、お伺いいたします。

(鳥潟議員 午後 2時19分入室)

- 議長 笹木 英二 暫時休憩いたします。(午後 2時19分休憩)
- 議長 笹木 英二 休憩前に引き続き会議を再開いたします。(午後 2時20分再開)

- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 先ほどの質問で基本設計について言われましたが、大きな建物を更地から建てる場合は、基本設計をやるということですが、今回、うちの町は基本設計をしておりません。いきなり実施設計ということで、この中で基本設計内容を全く説明されていないということですが、元々、基本設計は持っていませんでしたので、それは了解いただきたいと思います。また、どのような手順でこの事業を進めてきたのかということですが、基本的には質問のとおり一部改修というかたちで進めようと考えていたのは事実であり、そのような説明をしていたのも事実であります。ただ、ここにきて月形町認定こども園開設準備委員会幹事会で、妹背牛町、奈井江町、大麻幼稚園まんまる保育園の視察、花の里保育園と大谷幼稚園の合同保育を参考として検討した結果、準備委員会幹事会では、保育室の確保、トイレの増設、厨房スペースの拡張、事務室、玄関の拡張、収納スペースの確保ということで、収納スペースは、当時はバラックで外部に建てる予定でしたが、一体的にした方がいいということで変更になりました。また、駐車場、グラウンドについても、保護者、子どもたちの数が増えるという意味では、拡張が必要であるということで、準備委員会幹事会での議論を中心として考えていったというのが実際のところであります。今までの経過を説明してほしいということで、7月30日、準備委員会

幹事会で妹背牛町と奈井江町に視察に行きました。8月20日、教育委員会、保健福祉課、産業課職員により現地確認、保育所建物、駐車場、グラウンド、保育所からの要望等々の調査を行ったところです。8月26日、保育所において第1回合同保育の実施、玄関、トイレ、厨房、事務室の拡張等合同保育をしながら確認をしたところでもあります。10月20日、準備委員会幹事会において施設改修案の協議をしたところでもあります。10月30日、認定こども園大麻幼稚園まんまる保育園の視察を行ったところでもあります。10月31日、工事概要の協議ということで副町長、総務課長、産業課、教育委員会、保健福祉課で協議をして、11月14日、総合振興計画実施ヒヤリングにおいて、私も含めて今後の保育所を考えたとき、花の里保育園は平成10年に建設した保育所ですから、すでに16年経過している状況で、これから20年、30年先を考えたときに、この機会にしっかり改修をやっていくことが将来の保育環境として貴重ではないかと判断して11月27日、臨時会を開催して、ご承認いただき、12月5日、実施設計の業務入札を行ったというのが、今までの流れであります。2点目の「大規模な工事をしないで済むだろう。」とのことだったが、今回、概算で1億円という数字が出されたということですが、これらについては、前回の臨時会で副町長に概算でいいから数字を示してほしいということで、概算の概算数字ですので、これが確定と扱われては困るところで、これよりも高くなる可能性もあるし、安くなる可能性もあることを承知いただきたいと思います。先ほども言ったとおり、当初のもくろみとは違ったということは、間違いなことです。これからの保育環境が先ほどの一般質問にもありましたとおり、「まち・ひと・しごと」ということでのうちの町の人口減少をどのように食い止めるかということで、認定こども園の施設の充実が子どもを持った親が月形町に住んでいただける極めて大きな条件の一つになってくることを考えたとき、もちろん、言葉足らずで今までの説明が足りなかったことはお詫びしますが、これからのうちの町の少子化対策そして若い方に定住してもらうということでは、せつかく工事をするなら今の状況で20年、30年しっかりした良い施設であるというものを作りたいという思いでヒヤリングでも部下に指示を出したところあります。3点目の工事の影響ということですが、これについても最初は小規模改修ということで、夜間もしくは祭日ということであるべく保育に影響がないようなかたちで協議をするということで、皆さんに説明していたのは事実であります。今後、実施設計の内容を見なければ分かりませんが、それでは済まない可能性もあるだろうと感じているところです。工事内容によって一時的には公共施設を利用して保育する状況も今後、考えられるので、実施設計の内容を見ながら、その部分で父兄の皆さんにも了解いただく。それから、実施設計の状況で議会議員の皆さんにももう一度、しっかり

説明して行きたいと考えているところであります。

○ 議長 笹木 英二 幅広い質問で答弁もれがあっては困るので、今、聞いていて、1点目の手順のところでは保護者との協議はどのようになっているのか。今、どこが当初の予定と違ったのかというところも説明願います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 最初に説明したとおり、保育室の確保ということは、臨時議会で申し上げたとおり一時保育の保育室が今までの計画では、一時保育についても当該年齢の子どもたちの所で一緒に保育する方針でしたが、それは違うということで、一時保育については通年保育と違うから一時保育だけでやった方がいいということで、保育室の確保ということは、うたわせていただきました。トイレについても合同保育をする状況でトイレの数が足りないということが分かったので、トイレについては増設する。厨房スペースの拡張については、経年してきて厨房機器も古くなっているんで、それも含めてもう一度、厨房スペースを広げた方がいいという結果、事務室が隣接していますので、事務室もずらさなければならぬ、事務室はそれほど広げるわけではないですが、玄関側に出てくるということがあります。先ほど説明したとおり、収納スペースについては、当初の予定はバラックで本体とは別棟と考えていましたが、これから20年、30年先を考えたとき、一連の施設の方が使い勝手がいいということで、収納スペースが増えたということです。玄関については、合同保育を行ったときに、子どもたちの靴収納スペースが、子どもの人数が増えることで、どうしても足りないということで、先ほど言った駐車場、グラウンドについても、愛光園側にある遊具施設を今の状況ではずらさなければならぬということでは、それぞれグラウンドももう一度、見直しをして、拡張できる所まで拡張する。駐車場スペースについても、もう少し多くなれないか考えているところで、当初、説明したことと違うところであります。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 答弁もれがあります。保護者との協議は、今まで行っていないという説明があったのですが、保護者との今後のスケジュールを伺いたい。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 実施計画が出来上がった段階で、具体的なものが見えてきますので、そこで保護者の皆さんに協力いただかなければならぬこともありますので、そこで説明したいと思っています。先ほど説明したとおり、公共施設で一時的保育をやるということになれば、保護者の皆さんの理解をいただかなければならぬので、そのことについての説明は、しっかりやって行きたいと思っています。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今、ざっと説明を聞いていて、色々、疑問が湧いてきたのですが、基本設計を出さないということで、新築以外の所は基本設計を元々持たないというのは、行政は本当にそのようなやり方ですか。概算で1億円も掛けてかなり大がかりなものであるのに、いきなり実施設計ということは、実施設計した後でも変更は可能なのか、聞きたいところです。実施設計後に変更が可能という設計の仕方だったら、それで構いませんが、これだけ大がかりな工事をするという事は、相当、様々なところに配慮も必要なのに、基本的に準備委員会幹事会だけで決めてしまい、実施設計、工事の一手手前のところまで行くことがとても考えられないので、実施設計の変更は、これから可能なのか、お聞きします。それから、色々、検討して色々な所を見てきたことは十分に分かります。経年劣化があることも理解します。10年後、20年後先を見据えて今回、改修をしっかりとっていくということも理解できるのですが、その前にうちの町の少子化、人口減という現実も忘れてはいけないことであると思います。人口減少をどのように食い止めるかということで、認定こども園の施設の充実ということは理解できますが、今回、キャパシティを大きくするという事は、少なくとも今、設計している80人でさえも実は多いかもしれない。現在、花の里保育園は定員40人で49人受け入れているようで、2割増しのところまで十分に受入れられるのであれば、うちの町の子どもの人口から考えて、最大入れたとしても70人の定員、2割増しで足りると思うし、今後、爆発的に子どもの数が増えるというのは、日本の状況からも考えられない。今が最大限なのです。それなのに今の延べ床面積は一般的な保育所、認定こども園の要件等を満たしても相当、広いわけです。例えば保育室を外側に張り出して延べ床面積170平方メートル増築するということでしたが、25%増えるということは、光熱費などの固定費も単純計算で25%増しになるわけですから、外見は変えないで中身の仕切りを改善する、より良いものに改造することの方が同じお金を掛けるのであれば、将来的なランニングコストを考えたとき重要ではないかと考えます。厨房やトイレの狭さについては、前から気になっていたもので、その増築は考えていましたが、保育室やその中の仕切りについては、面積的に問題がないということも前からされていたので、そういう意味では、検討する余地があるのではないかと。特に幹事会は実際に保育されている花の里保育園園長、幼稚園の先生が中心で、役所もいますが、基本的により良い方であればこれもあった方がいいということは、どんどん出やすいと思いますが、この中でしっかりやっていくにはどうしたらいいかということがなければ、部屋ももう一つほしい。こっちもたくさんほしいとなるのは当然のこと

なので、そういう意味で、そこは議会が財源も含めてきっちり検討して、全体の設計が十分可能なのか、きちんとしているのかということを検討しなければいけないので、今、この段階で何の検討もなしに実施設計がすぐに入札も行われたということで、そこも含めて今後、設計の変更や今、言ったランニングコストに関してどのように考えているのか、お伺いします。それから、工事に関して言えば、この工事どう考えても日曜・祭日・夜間に行うことはできないと思うのですが、そうなれば公共施設を使うことももちろん視野に入れていると思いますが、その際、公共施設はそのまま保育には使えないので、そちらの部分の改築も多少、手入れなど必要であると思うので、その場合の提案ですが、例えば大谷幼稚園の夏休み期間に大谷幼稚園を借り上げて、3歳児以上の保育に使う。乳幼児については、体育館旧教育長室はほとんど使われていない会議室なので、近くにシャワールームや水まわりのものがたくさんあり、多少は改築することでできると思います。だから既存の施設を十分に活用して多少の手を入れながら、分散して保育することにより、できるだけ工事と子どもたちの保育を切り離して、短期間で工事が終わるようにして、本来の工事経費を削減する必要があると考えます。それらのことは、工事経費1億円と非常にびっくりしたのは、花の里保育園を新築で建てたとき2億7,000万円の予算だったので、今度は1億円の建物になるということで、できるだけ予算は切り詰めてやっていただきたいし、先ほど言ったように過大投資にならないような工夫も必要だと思います。いくつか言いましたが、町長のお考えをお願いしたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 基本設計と実施設計については、副町長から説明したいと思います。また、準備委員会幹事会で仕事をしていく人間だけの要求を丸のみして職員として検討したのかということですが、先ほど説明したとおり、8月20日、教育委員会、保健福祉課、産業課職員による現地確認、保育所建物、駐車場、グラウンド、保育所からの要望ということで、確認を行っているところです。その後、10月31日、工事概要の協議については、副町長、総務課長、産業課、教育委員会、保健福祉課で協議をして、その中でももちろん私たちはこれから少子化の中で無駄な投資をしてはいけないことは、重々、承知してやっているところです。また、平成10年に建てて2億7,000万円だった物に1億円を入れていいのかということですが、今、建築資材の高騰等を考えると今、同様の施設は5億円では建たないと感じているところですが、そういう意味では、あの施設はたぶん廃止する状況になったら補助金返還等色々出てくるのでできないですが、やはり、新築で建てるより1億円掛けても今の状況でやっていくことの今後における少子高齢化の中での父兄の皆さん、子ど

もを持った人たちに対する期待にそぐわない工事にしたいと考えていますので、それはお願いしたいと思っています。実施設計段階で変更ができるのかということですが、かなり厳しいということは聞いていますが、これらについても機会を設けながら議員の皆さんにもしつかり、もう一度、意見をいただきたいと考えております。

○ 議長 笹木 英二 副町長

○ 副町長 三浦 淳 基本設計と実施設計の違いですが、基本設計は、たぶんこの保育所を新たに建てるときには基本設計、ガイドプランを持たなければダメであると思いますが、今回は改修ですから、それを実施設計でいきなりもっていったということで、図面と当時の建築基準を満たす構造計算書と今は多少変わってきているかもしれませんが、それを持ち合わせていますので、それを使って実施設計ということで、今回、発注させていただきます。それから、工事の中身については、実施設計を発注しましたので、これから実施設計業者また我々職員、花の里保育園の職員と色々なプランができ上がってくると思いますが、必要最小限のプランの改修で行きたいと考えております。それと、ある程度、図面が出来上がってその工程管理をどうしていくか、これについても、その中で盛り込んで行きたいと思っています。そのプランがある程度、出来上がってから議会やご父兄の方々に相談して、実施して行きたいと考えております。町長が答弁したようにどうしても工程的にはその場所がということはあるかもしれませんが。そのようなときには先ほど町長が答弁したように、一部、違う公共施設を使うことがあるかもしれませんが、あまり分散してしまうと職員数も限りがありますので、それについても今後、打ち合わせをさせていただき、進めて行きたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 先ほど増築によるランニングコストの質問の答弁がないことと、代替施設による安全、安心な工事としてどのような考えがあるのか。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 先ほど申し上げたとおり、公共施設を代替施設として保育に使うことは了解を願いますが、議員の提案の中で大谷幼稚園の夏季における使用はどうかということですが、これについて即答できないということです。それから、増築によるランニングコストについては、今の状況で極端な電気料、光熱費が上がるとは考えられないことですし、今はLED化になっていませんので、そういう部分について環境に配慮していくということでは、しっかりやっ行って行かなければならないと考えています。ランニングコスト的に今、言った説明で約30坪ですが、それらの増設が大きく維持管理に跳ね返るとい

うことは、考えておりません。

- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 今、30坪の増築ということでしたが、170平方メートルとこの前聞いていたのですが、実際の数字はどうか。
- 議長 笹木 英二 町長
- 町長 櫻庭 誠二 申し訳ありません。約60坪でした。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 60坪ということは、元々の花の里保育園の面積は700平方メートルで、今回170平方メートルの増築ですから、新たに25%ぐらい面積が増えるわけですが、光熱費がそんなに変わらないことはあり得ないと思います。やはり、箱が大きくなれば広がりますので、それも含めて、コスト減の検討はどうされているのかということ、今の答弁ではなかったもので、より良い保育という面で色々と検討したという説明はされていましたが、一方、やはり町としてお金を掛けるのだから、コストもある程度、できる範囲という基本的な姿勢はやはりあるわけです。いくらでも際限なく掛けていくわけではないので、そういう意味で、コスト減の検討はどんなことをされてきたのか。そういう意味では工事期間の短縮が一番のコスト減になると思うので、そういう意味では、はなから日曜・祭日・夜間ということより、短期集中の工事に特可する方向に行くという説明があってもいいと思います。設置面積も含めてもっと本来は広がったのが、これぐらいになったなど、何かコスト減の検討をしたことについて、もう一度、お伺いしたいと思います。
- 議長 笹木 英二 副町長
- 副町長 三浦 淳 今、コスト減ということをおっしゃいましたが、先ほどから申し上げているとおり、実施設計を発注したばかりですから、それも踏まえながらこれから検討を加えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。それから、本当は平日もどんどん工事ができればいいのですが、保育所ですから当然、北海道の認可を受けてやっていますので、細かなところとして厨房を変えるのですが、厨房を違う所、委託業者をお願いして配食してもらうという検討も加えています。これも各回、道と相談しながら進めていくということで、工事も同じように将来、このようなかたちでということで、北海道と協議しながら進めていくということです。その中で良い、悪い、許可される、許可されないものもあると思っておりますので、それも踏まえて今後、内部で協議して行きたいと考えていますので、宜しくお願いたします。
- 議長 笹木 英二 宮下裕美子君
- 議員 宮下 裕美子 もう実施設計が進んで全ては実施設計が示されない

限り私たち検討する余地もないみたいですし、また、保護者に対しての説明も実施設計ができて協力を取り付けるという段階になって初めてそのことも示されるようなので、せつかく認定こども園にして保育所が増設してより良い保護者にも理解を得て、いい保育所になるようにがんばるというなら、保護者あるいは議会も交えて丁寧に説明を繰り返しながら、夢をみんなで描くようにしながら認定こども園までもっていったら、もう少し、話もうまく進むのかなという感じがします。今、内部協議や幹事会での検討が優先されてそれ以外のところに対する説明、あるいは実施設計ができてしまったら先ほど設計変更は厳しいという段階なのに、周りの意見を全然、聞かないで物事を進めていくということが、今の行政の進める方向としては、非常に残念に思います。それと、やっぱり、少子化のために何とかしたいと言われる町長の気持ちも分かりますが、箱が非常に充実することも一つのことかもしれませんが、ソフト部分の充実さは非常に重要で、箱に相当お金が掛かるとなると、逆にソフトの部分まで廻していくのもまた一つお金も掛かってなかなか難しい。今回、来年度に関して言うと、内内的な協議の中で保育料を3割削減するという話が既に出ていて、そういう意味で、経費の増大も一つあるわけです。それに今回、1億円ぐらいの工事費が加算され、その支払いもあります。運営そのものも年間1億円ぐらいは掛かる。そういうことで、様々なお金が掛かる認定こども園事業が、もう少し、開かれたもので皆さんと理解を得ながら進められたらいいなと思っていますので、ぜひ、町長には今後、様々な場所を利用して進捗状況、情報を保護者あるいは議会に伝えていただきたいと思いますが、そこだけ確認させてください。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 今の宮下議員の質問で、夢ある保育園、夢はしっかり語れる保育園、これについては極めて重要なことであると思っています。その部分で私たちに対応で気づかなかったところ、対応が足りなかつたところについては、これからもご指導願いたいと思っています。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下 裕美子 了解しました。

○ 議長 笹木 英二 以上で一般質問を終わります。

○ 議長 笹木 英二 これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。平成26年第4回月形町議会定例会を閉会いたします。

(午後 2時52分閉会)